

平成 1 0 年 定 例 第 3 回

新 得 町 議 会 会 議 録

開 会 平成 1 0 年 9 月 9 日

閉 会 平成 1 0 年 9 月 2 1 日

新 得 町 議 会

第 1 日

平成10年第3回
 新得町議会定例会（第1号）
 平成10年9月9日（水曜日）午前10時開会

○議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
		諸般の報告（第1号）
		町長行政報告
3	報告第5号	専決処分の報告について
4	認定第1号	平成9年度新得町各会計歳入歳出決算認定について
5	認定第2号	平成9年度新得町水道事業会計決算認定について
6	議案第48号	財産の取得について
7	議案第49号	選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例の制定について
8	議案第50号	乳幼児医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
9	議案第51号	平成10年度新得町一般会計補正予算
10	議案第52号	平成10年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算
11	意見案第5号	過疎地域活性化のための新立法措置に関する意見書
12	意見案第6号	平成10年産畑作三品価格等に関する要望意見書

会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告（第1号）

町長行政報告

報告第5号 専決処分の報告について

認定第1号 平成9年度新得町各会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成9年度新得町水道事業会計決算認定について

議案第48号 財産の取得について

議案第49号 選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第50号 乳幼児医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の
制定について
- 議案第51号 平成10年度新得町一般会計補正予算
- 議案第52号 平成10年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 意見案第5号 過疎地域活性化のための新立法措置に関する意見書
- 意見案第6号 平成10年産畑作三品価格等に関する要望意見書

○出席議員（18人）

1番	吉川幸一君	2番	菊地康雄君
3番	松尾為男君	4番	小川弘志君
5番	武田武孝君	6番	広山麗子君
7番	石本洋君	8番	能登裕君
9番	川見久雄君	10番	福原信博君
11番	渡邊雅文君	12番	藤井友幸君
13番	千葉正博君	14番	宗像一君
15番	竹浦隆君	17番	森清君
19番	黒沢誠君	20番	湯浅亮君

○欠席議員（1人）

18番 金沢静雄君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	斉藤敏雄君
教育委員会委員	長	高久教雄君
監査委員		吉岡正君

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助	役	鈴木政輝君				
収	入	役	川久保功君			
総	務	課	長	清水輝男君		
企	画	調	整	課	長	長尾正君
税	務	課	長	小森俊雄君		
住	民	生	活	課	長	西浦茂君
保	健	福	祉	課	長	佐々木裕二君
建	設	課	長	村中隆雄君		
農	林	課	長	斉藤正明君		
水	道	課	長	常松敏昭君		

商	工	観	光	課	長	貴	戸	延	之	君
児	童	保	育	課	長	富	田	秋	彦	君
屈	足	支	所	長	高	橋	昭	吾	君	君
庶	務	係	長	武	田	芳	秋	君		君
財	政	係	長	阿	部	敏	博	君		君

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教	育	長	阿	部	靖	博	君			
学	校	教	育	課	長	秋	山	秀	敏	君
社	会	教	育	課	長	赤	木	英	俊	君

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局	長	長	尾	直	昭	君
---	---	---	---	---	---	---	---	---

○職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	佐	藤	隆	明	君
書			記	桑	野	恒	雄	君

開会の宣告

議長（湯浅 亮君） 本日の欠席届け出議員は、18番、金沢静雄君、1人であり
ます。

ただいまから、本日をもって招集されました平成10年定例第3回新得町議会を開会
いたします。

（宣告 10時00分）

開議の宣告

議長（湯浅 亮君） 直ちに会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布いたしたと
おりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（湯浅 亮君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、1番、吉川幸一
君、2番、菊地康雄君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（湯浅 亮君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月21日までの13日間といたしたいと思
います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月21日までの13日間と決しました。

諸般の報告（第1号）

議長（湯浅 亮君） 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布したとおりでありますので、ご了承願います。

行政報告

議長（湯浅 亮君） 次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許
します。町長、斉藤敏雄君。

〔町長 斉藤敏雄君 登壇〕

町長（斉藤敏雄君） 7月28日、臨時第4回町議会以後の行政報告を行います。

同じ28日、五ヶ瀬町へ本町からの少年少女使節団の派遣の結団式を行っております。5日間の日程で引率2名を含めて17名の派遣をいたしました。その後、8月18日から、五ヶ瀬町から同じ少年少女の使節団が、合わせて17名本町で受け入れをいたしました。また7月の31日には、当面いたします町の懸案の課題といたしまして、畜産試験場の再編の整備着工のお礼をかねて建築用部材等の地元活用、あるいは主要道道夕張新得線の整備ほか、堀知事以下関係者に対しまして要請を行ったところであります。

2ページにまいりまして、8月2日には雲海酒造株式会社の本社から中島社長、専務、営業本部長がそれぞれ来町をされました。廃液処理が現在自社で持っておりませんので、委託方式で廃液処理を行っているところでありますが、この際、自家処理のプラントを建設したいと。併せて、その採算性を考えた場合に最低1,760キロリットルの製造をしなければ採算できないというふうなことでありまして、よって国税当局に増量の要請をということで、北海道に來られた折に本町に寄っていかれたものであります。今後は大幅な増量ということが大きな課題となりまして、これが認められれば将来的には新得にある北海道工場を単独です、独立採算に乗せていきたいという要旨の話がございました。

8月4日には、国有林野事業の組織再編にかかわりまして、帯広の営林支局から説明にまいりました。これは先に報道されました、営林署の合理化に関しましての説明であります。私どものほうから、席上、強い遺憾の意を表明するとともに、その合理化に伴う諸般の課題解決についての要請をいたしましたところであります。

また8月6日には、ポスト過疎法の対策会議が行われております。これは時限立法でありまして、平成12年の3月31日で現在の過疎法が期限切れとなります。その後の過疎対策をどうするかということが大きな政治課題になっております。本町におきましても、この過疎法があることによって、過疎債等による財政上の大きな優遇措置を受けているわけでありまして、今後ポスト過疎法の成立に向けていろいろな運動を展開していかねばならないと考えております。特に近年、山村部と都市生活者との財源の再配分を巡っての綱引きというものが行われてありまして、全体的な世論からいくとそうした山村地域におけるいろいろな諸施策の振興に、いろいろな課題が今出ているようでありまして、いずれにいたしましても町村の財政を守るうえからいっても、今後とも重要な課題として取り組んでいかねばならないと考えております。

3ページにまいりまして、8月7日には北海道市町村長の交流会議がございまして出席をいたしました。その折に懸案事項といたしましてオダッシュのアンダーパスの事業促進、特に景気浮揚対策の問題がございまして、できるだけそれに乗せて前倒しで事業を早く展開していただきたいというふうなことをお願いをしております。

8月9日には、十勝総合開発促進期成会の陳情で中川昭一農林水産大臣が十勝にまいりましたので、諸般の課題についてご要請をいたしております。

8月10日には、宗像記子選手を応援する会の解散総会を開催いたしました。この間、たいへん多くの町民のかたがたにご協力を賜りまして個人、団体、企業、町内会、合わせて292件。金額にいたしまして343万8千519円の支援のための寄附が寄せられております。すべての、この応援をする会の活動を終えまして、残金1万7千503円を体育連盟の基金に寄附をいたしまして、収支ゼロとして解散総会を終了したところでございます。

4ページにまいりまして、8月13日には英語指導員の、アラン・M・スミス氏が就

任をいたしております。アラン氏はアメリカのバージニア州出身であります。31歳の独身でございます。本町に赴任する以前は、上川管内の剣淵町で3年間英語指導の経験を有しております。特に日本語がたいへん堪能でありますし、またスポーツマンであり多趣味のかたでありまして、そうした面からいきますと本町のそうした交流が、今後いっそう広がるものと期待をいたしているところであります。

8月16日には、友好都市の東根市の市長選挙がございました。2期8年努められました、伊勢辰雄市長が退任をいたしまして、代わって土田正剛氏が新しい市長としてこの9月5日から就任をいたしております。なお、10月4日の大雪まつりに表敬訪問を兼ねて新市長が来町される予定となっております。

8月18日には、堀知事の市町村訪問ということで本町においでになりました。わかふじ寮では、新しく出来上がりました施設の視察と併せて、レディースファームスクールにおきましては、今の3期の研修生と合わせてこのスクールを終了して、町内に実習生としてがんばっている人たちとの懇談会を開催をしたところであります。

また、5ページにまいりまして、8月の8日には交通事故死ゼロの日が500日を達成いたしましたわけでありまして、しかしその後、直後ですね、残念ながら9月6日にいたりまして、北新得の国道で通過車両同士の大きな交通事故がございまして、交通事故ゼロの日が517日でストップしてしまいました。この運動を展開していくには、なかなか難しいものがあるわけでありまして、気を新たに引き続き交通安全運動に適切な対応をしていきたいと考えております。

同じ8月の20日には、森林総合利用森林整備事業拓鉄公園整備工事以下5件の工事入札を行いまして、それぞれ落札をいたしております。なお、8月末日現在の発注状況につきましては、本年度の事業283物件のうち212件が発注済みであります。発注率につきましては74.9パーセントとなっております。

6ページ後段にまいりまして8月25日には、夢基金の運営委員会が開催をされました。今般は委員の改選によりまして、川口幸一氏が委員長に就任をいたしました。

7ページであります。

8月26日には、若者を中心といたしました、異業種の交流会が開かれております。若い人たちの連帯感の醸成とその動機づくりを町がいたしたわけでありまして、今後はその青年の皆さんがたが自主的にそうした会を、これから継続をしていくということになったようであります。

8月27日には、サホロリゾートとの定期協議をいたしております。最近のリゾートの状況でありますけど、特に夏期間のホテルサホロの入り込み状況でありますけど、対前年比7月では約150パーセント。8月では200パーセントの伸びと聞いております。これは、トマムがご承知の状態でありますので、旅行エージェントがサホロにお客さんを回していただいていると、いわゆるそういう、このトマム効果が現れていると考えております。また、加森観光との業務提携をいたしまして、その結果として一体営業を進めている、そうした効果が現れているという報告がございました。

また8月29日には、第2回目の大雪山国立フォーラムが新得で開催をされました。その折に、環境庁から関係者がまいりましたので、本町に国立公園の管理事務所を設置していただきたいということ、また、改めて要請をいたしたところであります。

9月2日には、菅野久光参議院副議長が本町に表敬訪問をされました。

同じ9月2日ではありますが、西十勝環境衛生組合の3町の助役会議を開催をいたして

おります。基本的には平成11年、来年の4月1日から帯広圏の複合組合に加入を予定いたしておりますが、その後、若干、帯広地域においての課題が出たようであります。したがって、本件につきましては、後ほどの議員協議会の中で説明をさせていただきたいと考えております。

8ページにまいりまして、9月2日には屈足東4条道路改良工事以下2件の工事入札を行いまして、それぞれ落札をいたしております。

9月4日には、第2わかふじ寮、わかふじワークセンターの完成式が行われております。これは宿泊棟、作業棟、並びに通所施設がそれぞれ完成をいたしまして、この日の完成式となったしだいでありませう。

9月5日には札幌新得会の総会並びに懇親会がございまして、83名の出席の中で町長、議長以下8名の新得からの代表者も参加をいたしております。

9ページにまいりまして、9月7日には99年目の開町記念式典が行われております。また、併せて敬老会を行ったところでございます。

また同じ日、営林署の廃止に伴う要請をいたしております。これは、さきほどもご報告申し上げました営林署の合理化問題であります。新得・広尾・陸別と3町が今回合理化の憂き目に遭ったということで、それぞれ大きな課題を抱えているわけでありませう。これを今回の合理化に伴ってですね、そうした地域課題を解決していただきたいということで要請いたしております。内容といたしましては、支所並みの代替機関いわゆるこの森林事務所の機能を充実をして、その権限を強化してほしいというふうなことを中心といたしまして、将来廃止された後の土地や建物などの財産管理の問題。あるいは地元木材関連業者に対する事業量の確保。あるいは国有林の造林、あるいは保育管理を適切に進めていただきたいというふうなことを含めて、6点の事項につきまして関係のところにて要請をいたしたところでありませう。今後ともこの3町がいっそう連携を取りまして、国会議員の先生あるいは林野庁、国のほうにですね、引き続きそうした要請運動を続けていくということを確認いたしているところでありませう。

以上であります。

[町長 齊藤敏雄君 降壇]

日程第3 報告第5号 専決処分の報告について

議長（湯浅 亮君） 日程第3、報告第5号として、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、町議会の議決により指定した事項の専決処分の報告がありましたので、お手もとに配布したとおりであります。この報告書に対し質疑はございませうか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって報告書第5号は終結いたします。

日程第4 認定第1号 平成9年度新得町各会計歳入歳出決算認定について

議長（湯浅 亮君） 日程第4、認定第1号、平成9年度新得町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議長（湯浅 亮君） お諮りいたします。

本件については全議員中、監査委員、福原信博君と、議長、湯浅亮を除く17名の議

員をもって構成する新得町各会計歳入歳出決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査をすることにいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって本件については17名の議員をもって構成する新得町各会計歳入歳出決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査をすることに決しました。今、定例会の会期中に審査を願います。

日程第5 認定第2号 平成9年度新得町水道事業会計決算認定について

議長(湯浅 亮君) 日程第5、認定第2号、平成9年度新得町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

議長(湯浅 亮君) お諮りいたします。本件については全議員中、監査委員、福原信博君と、議長、湯浅亮を除く17名の議員をもって構成する新得町水道事業会計決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査をすることにいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって本件については17名の議員をもって構成する水道事業会計決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査をすることに決しました。今、定例会の会期中に審査を願います。

日程第6 議案第48号 財産の取得について

議長(湯浅 亮君) 日程第6、議案第48号、財産の取得についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。総務課長、清水輝男君。

[総務課長 清水輝男君 登壇]

総務課長(清水輝男君) 議案第48号、財産の取得についてをご説明申し上げます。

1、取得物件であります。土地の所在、地目、数量につきましては、所在地上川郡新得町屈足旭町3丁目28番1、ほか7筆でございます。地目につきましては、雑種地2筆、10,796平方メートル。宅地6筆、5,551.28平方メートル。合計8筆で16,347.28平方メートルであります。

2、取得の目的であります。屈足地区団地造成用地であります。

3、取得予定金額であります。1,800万4千円でございます。

4、取得の相手がたいたしまして、上川郡新得町3条南4丁目26番地、新得町土地開発公社、専務理事、鈴木政輝であります。

資料といたしまして、次のページに図面を添付させていただきました。以上よろしくご審議のほど、お願いいたします。

[総務課長 清水輝男君 降壇]

議長(湯浅 亮君) これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。7番、石本 洋君。

7番（石本 洋君） この図面を見させていただきますと、右側の方に28番3というのがあるわけなんです、この部分というのはどうかたちになっているのでしょうか、買収不能だったのでしょうか。

議長（湯浅 亮君） 企画調整課長、長尾 正君。

企画調整課長（長尾 正君） 今回の、そこに民地がございますが、ここに個人の住宅が建っております。それで今回の計画では、それを除いた中で検討していきたいというふうに考えております。

議長（湯浅 亮君） ほかに。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第48号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第49号 選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（湯浅 亮君） 日程第7、議案第49号、選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。総務課長、清水輝男君。

[総務課長 清水輝男君 登壇]

総務課長（清水輝男君） 議案第49号、選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

裏面を御覧いただきたいと思います。提案理由でございますが、公職選挙法（昭和25年法律第100号）の一部が改正されたことに伴い本条例の一部を改正しようとするものであります。

表のほうにお戻りいただきまして、選挙公報の発行に関する条例（昭和52年条例第24号）の一部を次のように改正する内容ということでございますが。

第3条第2項及び第3項を削る。第6条第1項中「法第100条第1項」を「法第100条第4項」に改めるものであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。以上よろしくご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

[総務課長 清水輝男君 降壇]

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。8番、能登 裕君。

8番（能登 裕君） 第3条第2項というのはですね、公報のいちおう500字を超えないということだと思っております、これは指定された用紙の中であれば制限はないと

解釈していいわけですか。

議長（湯浅 亮君） 総務課長、清水輝男君。

総務課長（清水輝男君） 従来は私どものほうで指定した用紙の中で、500字以内ということで制限をしてございましたけれども、今回の選挙法の改正によりその字数の制限を取るということございまして、でもあくまでも私どものほうである程度指定用紙の中で、納めていただくようなかたちにしていきたいと考えています。

議長（湯浅 亮君） ほかに。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第49号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第50号 乳幼児医療費の助成に関する条例等の一部を
改正する条例の制定について

議長（湯浅 亮君） 日程第8、議案第50号、乳幼児医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。保健福祉課長、佐々木裕二君。

[保健福祉課長 佐々木 裕二君 登壇]

保健福祉課長（佐々木裕二君） 議案第50号、乳幼児医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

次のページを御覧いただきたいと思います。提案理由といたしまして国家公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済組合法の名称が改正されましたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

元に戻りまして、条例本文のご説明を申し上げます。

第1条、乳幼児医療費の助成に関する条例の第2条、第3項中「私立学校教職員共済組合法」を、「組合」を削除いたしまして「私立学校教職員共済法」に直します。次に「国家公務員等共済組合法」を、「等」を削除いたしまして、「国家公務員共済組合法」に改めます。

第2条、重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例の、第2条第3項中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に、「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に改めます

第3条、老人医療費の条例に関する条例の、第2条第3項中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に、「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に改めようとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。よろしくご

審議のほどお願いいたします。

[保健福祉課長 佐々木 裕二君 降壇]

議長(湯浅 亮君) これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 討論はないようですので、これから議案第50号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長(湯浅 亮君) 挙手全員であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第51号 平成10年度新得町一般会計補正予算

議長(湯浅 亮君) 日程第9、議案第51号、平成10年度新得町一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

[助役 鈴木 政輝 君 登壇]

助役(鈴木政輝君) 議案第51号、平成10年度新得町一般会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、7,552万9千円を追加し、予算の総額を85億4,012万3千円とするものであります。

第2条、継続費の追加は、第2表、継続費補正によるものであります。

第3条、債務負担行為の追加は、第3表、債務負担行為補正によるものであります。9ページ、歳出をお開き願います。

主なものをご説明いたします。2款、総務費の財産管理費では屈足地区団地造成に伴う開発行為申請経費と用地取得費を計上しております。

また、工事請負費では、トムラウシ地区水道施設の給水管布設替工事費を計上しております。

住民活動費では夢基金運営委員会、委員報償費の増額と、寄附をいただきましたので、夢基金への積立金を計上しております。

9ページから10ページにまいります。3款、民生費の福祉対策費では介護保険事業計画及び老人保健福祉計画の策定に伴う委託料と、減税に伴う臨時給付金の給付事務経費を計上しております。

老人ホーム費では、国・道からの負担金を受け暖房・給湯設備の改修工事費を計上しております。

常設保育所費では、全額国からの補助金を受け屈足保育園のゼロ歳児保育のための保育室改修経費を計上しております。

6款、農林水産業費の農村総合整備事業費では、11ページまでわたりますが国及び

道の追加委託を受け、国営道営土地改良事業の事務経費を増額しております。

林業費では森林林業振興緊急特別対策事業として、補助金の計上と広葉樹林改良にかかる工事費を増額しております。

10款、教育費の事務局費では道の委託を受け、心の教育としてふれあいサポーター活用調査にかかる経費を計上しております。

12ページ幼稚園費では、道からの新採用教員研修事業にかかる補助金がつきましたので、これに伴います職員旅費を増額しております。

学校給食費では、国の補助金を受け0-157対策としての給食調理場整備にかかる工事費を増額しております。なお、備品購入費については当初0-157対策として、予定しておりました備品について、工事請負費に組み替えたため減額しております。

6ページ、歳入をお開き願います。

10款、分担金及び負担金では、老人ホームひまわり荘入所者に対する臨時福祉給付金の老人保護措置費負担金を計上補正しております。

6ページから8ページにわたりますが、12款、国庫支出金、13款、道支出金では歳出でご説明した事業に対する負担金、補助金、委託金の補正でございます。

8ページの15款、寄附金では夢基金用として函館市の駒木嗣雄氏から寄附がありましたので、補正しております。

16款、繰入金では今回の補正の財源調整のため、財政調整基金繰入金を増額補正しております。

3ページをお開き願います。

第2表、継続費補正では、追加としまして介護保険事業計画及び老人保健福祉計画作成業務委託の補正でございます。ここでご訂正をお願いいたします。事業名の中で介護保険の「険」が、健康の「健」になっておりますが、ござとへんの「険」にご訂正をお願いいたします。

4ページ、第3表、債務負担行為の補正では追加としまして、農業経営継承者が継承時の負債残額を借り換えた資金に対する利子補給の補正でございます。

以上で説明を終わりますけれども、よろしくご審議をお願いいたします。

[助役 鈴木 政輝 君 降壇]

議長(湯浅 亮君) これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。8番、能登 裕君。

8番(能登 裕君) 10ページですね、老人ホーム費の暖房・給湯設備改修なんですけど、これもう、そろそろ冬が近いんで工事期間はどれくらいかかるのか、普通、常識的にはですね、これ、こういうのは、もう少し早い時期に補正を組んでですね、冬場に間に合うようにするのが適当だと思うんですけど、ここまで遅れた理由ですね。

それとですね、暖房用の温水ボイラーは去年取り替えているわけですよ、なぜもう一度やり直すのか、その辺お願いします。

それとですね教育費、11ページ報償費の中でふれあいサポーター、よく流行語でもあるサポーター。これ72万円、結構な報償費なんですけど、どういう活動するのかもうちょっと詳しくお聞かせ願います。

議長(湯浅 亮君) 建設課長、村中隆雄君。

建設課長(村中隆雄君) お答えいたします。老人ホームの、暖房・給湯工事の改修工事でございますけれども、暖房ボイラーが昨年取り替えまして、暖房設備につきました

ては配管を更新するものでありまして、熱源の既成ボイラーにつきましては昨年取り替えた、あのボイラーを使用するものであります。

工事期間につきましては、約、契約から2か月を予定してございますが、ご指摘のとおり冬期間に入るわけでありまして、暖房停止期間につきましては最小限に2日間で行いたいということで考えてございますし、この間につきましては仮設暖房器具を用意するというので、入札に付する考えでございます。

給湯設備につきましては、給湯ボイラーを更新いたしまして、給湯配管も更新いたします。給湯部分の停止期間でございますけど、2日間で工事を仕上げるようなかたちで工事を発注する考えでございます。浴室につきましてはタイルなどの一部撤去をしまして、配管工事を実施するというので、約1週間ですね、浴室が止まるということで考えてございまして、この間、共同浴場、町営浴場等利用していただくと、考えてございます。

以上でございます。

議長（湯浅 亮君） 学校教育課長、秋山秀敏君。

学校教育課長（秋山秀敏君） お答えいたします。ふれあいサポーターの活動の内容でございますけれども、仕事といたしましては子どもの話し相手とか、あるいはクラブ活動の補助、あるいは学校行事の補助等でいろいろな仕事をしていただくてことにしております。

ふれあいサポーターの目的でございますけれども、最近のですね子どもによるいろいろな殺傷事件等がございます。いろいろな問題行動が続いているわけがございますけれども、その要因といたしまして子どもたちのですね、中にですね、いろいろな悩みがあるとか、あるいは不安とかストレスがたまっているということがあげられております。このため子どもの中にですね入りましてですね、いろいろな悩み等をですね聞いたりとか、話し相手になったりですね、そんな触れ合いができればってなことでですね配置をするものでございます。

以上でございます。

議長（湯浅 亮君） 助役、鈴木政輝。

助役（鈴木政輝君） お答えいたします。前段の老人ホームの暖房・給湯設備改修工事の遅れた理由でございますが、当初、国・道のほうに予定をしておりました事業補助の内示をいただいていたわけでございます。最終的に当時の事業費では約4,400万円ほどの経費がかかるということでございまして、再三にわたっての積算の見直しをやってきたところ、最終的には今回補正をさせていただきます2,815万4千円に収まったということになりました。この間、既に国・道のほうに補助の内示をいただいておりますので、この内示の変更にかかる時間が若干要していたために、最終的に9月のこの議会になってしまった。できれば当初、臨時議会の中で時期がございましたので補正と思っておりましたが、厚生省の指示待ちで結果的に遅れてしまったということでございます。この工事の実施に当たっては、入所者のお年寄りには迷惑のかからないような万全な体制で工事改修に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

議長（湯浅 亮君） 8番、能登 裕君。

8番（能登 裕君） 暖房・給湯設備はよく理解できましたが、ふれあいサポーターなんですが、これ教職員を中心に学校内でいろいろと話し合いをするということなんで

すが、いろいろなことをやっていくと、これは非常にいいことでいいんですが、ただ報償費に関してですね、校内、学校内でやることに対してですね報償というのはいかななものかと、これそういうかたに報償費として与える予算だと思うんですが、それは、倫理綱領とちょっと読み合わせた場合に、ちょっとおかしいんじゃないのかなと、あくまでも学校内でやるが多いわけですから。

議長（湯浅 亮君） 学校教育課長、秋山秀敏君。

学校教育課長（秋山秀敏君） ただいまのふれあいサポーターでございますけれども、教職員とは別にですね、ほかのかたをですね、囑託ってかたちでですね委嘱いたしまして、そして各学校をこう、回っていただくってなことでですね、今のところ考えております。

議長（湯浅 亮君） 8番、能登 裕君。

8番（能登 裕君） あの、1回目の答弁の教職員とかっていうのは、なに、削除ですか。初め1回目の答弁の教職員のとかどうの、答弁で言われてましたけれども。1回目の私質問でですね、と言った時にですね、教職員などということを通しておられたんですが、じゃ、それはないということ。

学校教育課長（秋山秀敏君） はい。

議長（湯浅 亮君） ほかに。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第51号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（湯浅 亮君） 全員の挙手であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第52号 平成10年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算について

議長（湯浅 亮君） 日程第10、議案第52号、平成10年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

〔助役 鈴木政輝君 登壇〕

助役（鈴木政輝君） 議案第52号、平成10年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号についてご説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ989万9千円を追加し、予算の総額を6億29万2千円とするものであります。

5ページ歳出をお開き願います。

2款、保険給付費では退職被保険者等療養費確定に伴う増額補正でございます。また、各項目で歳入の補正に伴う財源移動を行っております。

5 ページから 6 ページにわたりますが、3 款、老人保健拠出金では医療費拠出金の増額と事業費拠出金の減額の補正でございます。

4 ページ歳入をお開き願います。

2 款、国庫支出金では、老人保健医療費拠出金の増額に伴い国庫負担金を増額補正しております。

3 款、療養給付費交付金では、平成 9 年度の交付金確定に伴い過年度分として不足分が追加交付されることになりましたので補正をしております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いします。

[助役 鈴木 政輝 君 降壇]

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第 5 2 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。

よって、議案第 5 2 号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 意見案第 5 号 過疎地域活性化のための新立法措置に関する意見書

議長（湯浅 亮君） 日程第 1 1、意見案第 5 号、過疎地域活性化のための新立法措置に関する意見書についてを議題といたします。

議長（湯浅 亮君） お諮りいたします。

本件については、総務常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。よって意見案第 5 号は総務常任委員会に付託し審査することに決しました。今、定例会の会期中に審査を願います。

日程第 1 2 意見案第 6 号 平成 1 0 年産畑作三品価格等に関する要望意見書

議長（湯浅 亮君） 日程第 1 2、意見案第 6 号、平成 1 0 年産畑作三品価格等に関する要望意見書についてを議題といたします。

議長（湯浅 亮君） お諮りいたします。

本件については、農林建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。よって意見案第6号は農林建設常任委員会に付託し審査することに決しました。今、定例会の会期中に審査を願います。

休 会 の 議 決

議長（湯浅 亮君） お諮りいたします。

議案調査のため、9月10日から9月17日までの8日間、休会することにいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、9月10日から9月17日までの8日間、休会することに決しました。

散 会 の 宣 告

議長（湯浅 亮君） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（宣告 10時49分）

第 2 日

平成10年第3回
新得町議会定例会（第2号）
平成10年9月18日（金曜日）午前10時開会

○議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
		諸般の報告（第2号）
1		一般質問

○会議に付した事件

諸般の報告（第2号）
一般質問

○出席議員（19人）

1 番 吉 川 幸 一 君	2 番 菊 地 康 雄 君
3 番 松 尾 為 男 君	4 番 小 川 弘 志 君
5 番 武 田 武 孝 君	6 番 広 山 麗 子 君
7 番 石 本 洋 君	8 番 能 登 裕 君
9 番 川 見 久 雄 君	10 番 福 原 信 博 君
11 番 渡 邊 雅 文 君	12 番 藤 井 友 幸 君
13 番 千 葉 正 博 君	14 番 宗 像 一 君
15 番 竹 浦 隆 君	17 番 森 清 君
18 番 金 沢 静 雄 君	19 番 黒 沢 誠 君
20 番 湯 浅 亮 君	

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	齊 藤 敏 雄 君
教育委員会委員長	高 久 教 雄 君
監 査 委 員	吉 岡 正 君

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助 役	鈴 木 政 輝 君
-----	-----------

収	入	役	川久保	功	君
総	務	課	清水	輝	男
企	画	調	長	尾	正
税	務	課	小	森	俊
住	民	生	西	浦	茂
保	健	福	佐	々	木
建	設	課	村	中	隆
農	林	課	齊	藤	正
水	道	課	常	松	敏
商	工	観	貴	戸	延
児	童	保	富	田	秋
屈	足	支	高	橋	昭
庶	務	係	武	田	芳
財	政	係	阿	部	敏
		長			博

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教	育	長	阿	部	靖	博	君
学	校	教	秋	山	秀	敏	君
社	会	教	赤	木	英	俊	君
		課					
		長					

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局	長	長	尾	直	昭	君
---	---	---	---	---	---	---	---	---

○職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	佐	藤	隆	明	君
書			記	桑	野	恒	雄	君

開議の宣告

議長（湯浅 亮君） 本日は全員の出席であります。

ただいまから、本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布したとおりであります。

（宣告 10時01分）

諸般の報告（第2号）

議長（湯浅 亮君） 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布したとおりでありますので、ご了承願います。

日程第1 一般質問

議長（湯浅 亮君） 日程第1、一般質問を行います。一般質問の通告がありますので順次発言を許します。

議長（湯浅 亮君） 12番、藤井 友幸君。

[12番 藤井 友幸君 登壇]

12番（藤井友幸君）

1．優良田園住宅の建設の促進に関する法律の施行に伴う今後の対応について

私は次の関係について質問をいたします。よろしくご答弁のほどをお願い申し上げます。質問事項ですが、優良田園住宅の建設の促進に関する法律の施行に伴う今後の対応についてであります。優良田園住宅の建設の促進に関する法律が、平成10年7月15日に施行されましたが、新得町においては今後どのような取り組みで進めるのか、町長のお考えをお伺いいたします。以上です。

[12番 藤井 友幸君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤 敏雄君 登壇]

町長（斉藤敏雄君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

優良田園住宅の建設の促進に関する法律につきましては、本年4月、議員立法といたしまして、今、国会において成立したものであります。目的は良好な自然的環境を有する都市近郊や農村地域で農業に関心のあるかた、あるいは田園の中で暮らしたいというかたがたの住宅の建設を促進することにより、健康的でゆとりのある生活空間の確保を図るとともに地域の活性化を呼び起こし、併せて住宅建設戸数の落ち込みに対応した経済対策をも講じようとするもののようにあります。

この内容からいたしまして、本事業の認定を受けようとする場合は、政令に定める基本方針の樹立と、優良田園住宅区域の設定も必要となってまいります。本法律は施行さ

れたばかりでありますので、本町においてこの優良田園住宅区域の設定をするかどうかにつきましては、農地の乱開発の防止をじゅうぶん配慮いたしまして、各法令に関連する取り扱いを精査のうえ、検討していきたいと考えているところであります。

基本的には本法律の施行方針もさることながら、本町は北海道の重心地として、また特急の全便停車や豊かな環境など条件的にも恵まれた立地条件にあるかと考えております。これら個性豊かな特色ある自然的環境を生かし、UターンあるいはIターン、就農希望者等の定住対策を総合的にプロジェクト化し、検討を重ね積極的に受け入れを研究していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

[町長 斉藤敏雄君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 12番、藤井 友幸君。

12番(藤井友幸君) 今、答弁をいただいたわけですが、この法律に基づきましてですね、農地の乱開発等はじゅうぶん検討して進める必要があると認識をしております。しかしですね、地域振興と定住対策等を考えますと、積極的に進めることが町の活性化につながるのかと思います。

そこで、開町100年事業で、新得八景の選定が今後行われる予定であります。この風光明媚なところを活用して、この団地造成をしてはどうかと考えるわけでございます。

議長(湯浅 亮君) 町長、斉藤敏雄君。

町長(斉藤敏雄君) 本事業の推進につきましては、前段で申し上げたとおり、じゅうぶん私ども組織の中で検討してみたいと、そのうえで、その方向性なりあるいは場所的な問題を含めた検討がなされるわけでありまして、そうした中で、ただいまご質問のありました位置の問題につきましては、そうしたご意見があったということも参考にしながら、検討してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長(湯浅 亮君) 9番、川見久雄君。

[9番 川見久雄君 登壇]

9番(川見久雄君)

1. 株式会社トムラ登山学校レイク・インの経営の見直しについて

本定例会の一般質問にあたり、株式会社トムラ登山学校レイク・インの経営の見直しについてをお尋ねいたします。

本町には幾つかの第三セクター方式の会社がありますが、その中でとりわけ営業内容の似通っている株式会社トムラ登山学校レイク・インと、正しくは三セクとは言えませんが、株式会社新得観光振興公社が経営する東大雪荘とが比較対照され、町民の間に資本の構成や業績にいろいろな評価が取りざたされてきております。

私は、日ごろ行政の事務・事業について、常にその分析評価と時機を失することなく、見直すべきところは積極的に見直していくべきとの考えのもとに、今回、特にトムラ登山学校を取り上げ、経営の改善、業績の向上にむけ、幾つかの点についてお尋ねいたしたいと存じます。

現在、トムラ登山学校の資本金は、1,125万円で、うち町の持分は600万円。残る株主数は21人で525万円であります。ここで問題視したい点は、個人株主の中

に町議会議員が6人含まれているということであります。想像するに、会社設立時において、無理にお願いをした経緯もあるかもしれませんが、三セクとはいえ紛れもない会社であり、企業であります。

一般的に会社は利潤を追求する。つまり、株主に利益配当することが目的であり使命であるとされております。株主の中身について、幸か不幸か、今まで配当の実績がなかったこともあって、多くの町民の知るところではないものと思いますが、ここ数年を見ても、毎年千数百万円の委託料という名のもとの助成をいたしております。

町議会で毎年予算案を審議議決する過程において、株主議員は少ないとしても、適正かつ公明正大が期されているのかという、町民に大きな疑念が生じやしないかと危ぐするところであります。

よって、町議会の信頼性を保持するうえからも、この株主の問題について、早急に善処されるべきことを求めたいと思いますが、町長のお考えをお伺いしたいと存じます。

次に、会社の経営執行にかかわるものとして、取締役会、トムラ登山学校レイク・イン運営推進会、株主総会における大株主の町及び議員を含む個人株主と多士済済であり、英知を結集するという点ではけっこうなことかとも思いますが、一方において船頭多くして船山に上るとのことわざにもあるとおり、逆な面、つまり経営の意思決定の迅速化を損なうとともに、責任所在の不明確化の助長等々の問題が出やしないかと危ぐするものであります。

このために、運営推進会制度の廃止、個人株主から株式の譲渡を受けるなどを行い、意思決定機関の単純化、スリム化によって、取締役会の経営責任の明確化と機能強化が図られ、責任ある経営方針の迅速な確立とこれに基づく経営戦略、積極的な営業活動へとつながっていくのではないかと思うが、会社を取り巻く関係者の整理統合について、町長のお考えをお伺いしたいと存じます。

次に、レイク・インの営業内容を大別すると、登山学校部門と宿泊浴場部門に区別できるかと思いますが、そのうちの登山学校部門についてお尋ねいたします。

この部門については、前段でも若干申し上げましたが、この5年間で6,686万円の助成支出をいたしております。私は、その支出額に見合う事業効果、特に町民とのかわりという点で、高い評価をあげることはできないのであります。

この施設の建設にあたっては、たしかにメインであったかもしれませんが、開業してまる7年を迎えようとしている今日、この辺で現状に即し、施設用途の変更を視野に入れ、検討してもよい時期ではないかと考えます。もちろん、この施設にかかる補助金や起債等のからみも考慮に入れなければなりません。そのことによって、他の部門の強化につながり、より集中的な営業活動が展開できるのではないかと。更には、そのことによって、営業内容が全く同じになるであろう町の直営会社との合併についても、ひとつのきっかけになるのではないかと。

いずれにしても、登山学校部門の廃止か、現状による継続か、はたまたよりよい活用に向けての将来構想がおりなのか、町長のお考えをお尋ねして、1回目の質問といたします。

[9 番 川 見 久 雄 君 降 壇]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[町 長 斉 藤 敏 雄 君 登 壇]

町長（斉藤敏雄君） トムラ登山学校レイクインは開業以来7年を経過いたしまして、登山技術の研修施設、また宿泊施設を合わせ持つ全国的にもユニークな町立の施設として、登山研修のほか児童生徒などの学習や、また企業の研修の場として、更に一般宿泊客のお客様にもご利用いただいているところでございます。

ご承知のようにこの複合施設は、初期の目的といたしましては屈足地域の活性化策の一つとして建設されたものであり、町が出資した残りを屈足地区の皆さんを中心にご出資いただいて構成した、第三セクター株式会社トムラ登山学校レイク・インがその運営にあたっているところであります。発足にあたりましては屈足地域の議員各位には、出資及びその取りまとめなどに格別のご協力をいただいて発足し、今日にいたっているところであります。また、同社に委託いたしております研修部門の運営につきましては、教育施設であり、町といたしましても今日まで人件費等の経費の一部を負担いたしてきております。

このような町費支出がある中にありまして、お尋ねの第1点目の町議会議員が同社の株を保有することについての是非ではありますが、これは法的にはなんら規制はないことは川見議員もご承知のとおりであります。しかしながら、今日までの経過の中でいくつかの課題もじゃっ起してきていることも承知いたしております、その解決に向け株主各位との協議が必要であり、その方向性について一定の整理を行う必要があることを認識いたしておりますので、ご理解賜りたいと思います。

次に、会社運営における意思決定の単純化であります。会社運営に関しましては、株主各位の信託を受けた取締役会が、経営の責任を担っていることは当然のことです。運営推進会には発足以来、施設運営上の課題などにつきましてご助言をいただき、運営の参考とさせていただいております。

この春以来、執行体制の見直しを進めまして、新社長のもと新しく取締役といたしまして助役を就任させ、また役職員体制の改善も行ったところであります。こうした改善策により、推進会のほうからもその開催回数を少なくしてもよいのではないかと、ご意見もいただいているところでもありまして、必要な改善を行いながら屈足地域振興と会社の安定経営に向け、今後もいろいろご助言をいただきたいと考えているところであります。

3点目の登山学校、いわゆる研修部門の廃止を含めた施設の効率化についてであります。全国的にもユニークな町立の登山学校としてスタートして以来、社会教育施設としての位置付けで現在まで運営してまいりました。年間十数回の主催事業のほか、児童生徒や企業の研修などにもご利用いただいているところであります。研修利用されたお客様が一般宿泊客として、あるいは職場の慰安会などに再度ご利用いただくなど、施設全体としての相乗効果があることも事実であります。

このような施設の特性を生かした営業活動を今後とも積極的に展開し、効率的な運営を心がけていかなければならないものと考えております。現在では、カヌーをはじめアウトドアスポーツが盛んになってきておりまして、体験を求める観光客も増えておりますので、屈足湖畔という立地条件も考慮し、登山のみならず幅広いアウトドアスポーツ全般のニーズに対応できる研修メニューの充実なども必要かと考えております。

しかしながら、研修部門の運営方針を含め体制がじゅうぶん機能しているかどうかは、ただいまご指摘ありましたとおりであります。したがって、研修部門の効率的な運営方策、あるいは研修部門運営の在り方そのものについて、近く関係者のご意見を伺い

ながらより効果的な方策について、じゅうぶん検討させていただきたいと考えております。

最後に、新得観光振興公社との合併をも含めた経営合理化についてのお尋ねであります。それぞれの会社が発足から今日までのそれぞれの経過を持っておりまして、今、直ちに合併について言及することにはならないために、今後の課題とさせていただきたいと考えております。

しかし、ご質問の中にありました、広告宣伝の一本化やあるいは従業員の交流等につきましては、ケースに応じて可能と考えられますので、検討してまいりたいと思っております。

[町長 斉藤敏雄君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 9番、川見久雄君。

9番（川見久雄君） 再度お尋ねをいたします。

1点目の、第三セクターにおける町議会議員株主の件で、一定のご理解をいただいたものと考えます。

しかし、町の一存で解決できるものでもないことは、じゅうぶん承知いたしております。つまり、株主のご理解が不可欠でありますし、設立当初から今日まで、たいへんお世話になった経緯もあり、なかなか切り出しにくい面もあるかと思えます。

今ここで関係する皆さんがたが、議場でのやり取りをお聞きになっておられまして、たぶんご理解をいただけるのではないかと、期待いたしているところであり、ぜひ、その方向で最大の礼を尽くされ、精力的にご努力いただきたいと思います。

次に、会社の経営にかかる意思決定の単純化、迅速化等についてであります。

ここで私は、屋上屋を架すことになるのではなかろうかということで、運営推進会に絞って、もう少し述べてみたい、お尋ねしてみたいと思えます。

ご答弁では、良き面だけを取り上げられたように受け止めたところですが、物事には表があれば裏もあるということでもあります。ご助言をいただくこともけっこうですが、これが経営者に対してプレッシャーとなる。あるいは強制力が及ぶということであってはならないし、そのことによって責任の所在があいまいになってくる。つまり責任のなすり合いであります。

私は、なにも、しゃにむにこの機関を廃止せよとか、今、このような現状にあるなどとは考えておらず、また、申し上げているわけではありません。いろいろな提言があるとするならば、これを自由に取捨選択できることに関係者に理解をしていただくことが重要であると考えます。

今までも、その点について配慮されてきているかとは思いますが、位置付けや、やり方によってはその危険性が全くないわけではありませんので、この機会によりいっそうの徹底というか、関係者に理解を深められるよう努めていただきたいと思います。

次に、登山学校の研修部門についてであります。

自治体が、三セクを興す場合に、初期の設備投資がばく大であること。短・中期的に投下資本の回収が難しい等々、民間企業ではなかなか手が出しにくい分野を担い、地域振興の政策上から取り組んでいく。また、取り組んでいるのではないかと理解いたしております。

私は、三セクの事業実績を評価するとき、もちろん理想としては企業ももうかり、地域に及ぼす経済的な波及効果も大であることが望ましいのでありますが、現実の問題と

して、今、申し上げましたようにたいへん厳しい環境下でのスタートになります。したがって、私は、2つの側面をはかりにかける。つまり、複眼的に見てまいりたいと考えております。

そこで、会社の収支はここではさておくとして、経済的な波及効果とともに、町民とのかかわりの度合いであります。私は、別に排他的な考えを持っているわけではございませんが、まず、第一義的に社会教育施設との位置付けであればあるほど、町民とのかかわりをいかに深めるかということであります。

この研修部門に、町民の参加がどの程度あるのか承知いたしてはおりませんが、そう大きな数字にはなっていないように思います。私は、思い切って廃止すべきとの極論を申し上げたかと思いますが、しかし、ご答弁ではアウトドアスポーツも視野に入れ、検討していきたいとのことであったかと思しますので、ここは一步譲るとしても、このことも念頭に置き展開していただきたいと思ひますし、ここで早急な結論を求めることを留保し、今しばらく、その展開の推移に注目していきたいと考えます。

最後に株式会社新得観光振興公社との合併についてであります。

第1問で、この点について深くは述べませんでした。これには両会社の環境整備という課題があり、その最たるものが資本構成の整理であります。

私は、この件について早急には申しませんが、近い将来に向けて、そういったお考えをお持ちになってはいかがかということであります。ご答弁では、共通する事項の共同実施の可能性について触れられていたかと思ひますが、少なくとも質問通告書にも書いてあるとおり、共同仕入れによるコストの低減、従業員の人事交流や合同研修、あるいは広告宣伝の一本化等々、合併とはすぐにはいかないまでも、合理化、効率化に向けて取り組むべき事柄が多々あるものと思ひます。さしあたり、ぜひ、その実施、実現に向けて積極的に進めていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

以上、質問の全般にわたり、私が申し述べた事柄について、町長にご理解をいただけたのかどうか、いやぜひご理解をいただいて、3たびの質問をするまでもない、更に更に、踏み込んだご答弁を期待して再質問を終わります。よろしく願ひいたします。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） ただいまの再答弁の中でまず第1点目は、議員の株主との絡みとの問題であります。川見議員からもご質問ありましたとおり、今まで長い時間にわたっているいろいろな方面で、ご協力をいただいてきたという立場もありまして、そうした面で株主各位の皆様がたとのじゅうぶんな協議というものが、私は必要だと考えております。したがって、しばらくの間、時間をいただきながらそうした方向性についての話し合いを、いたしていきたいと思ひしております。

また、2点目の推進委員会の在り方であります。推進委員会につきましてはさきほどご答弁申し上げましたように、開設当初からのいろんな指導助言というものをいただいて、その中には相当数の参考になる内容の、そうした部分もあったというふうに理解をいたしているところであります。

しかしながら、現状では年4回の開催ということでありまして、そうした回数の問題も含めて、会社側のですね意向を加味してその辺の整理をしてはいかがかと、このように考えておりますので、そうした立場で運営推進会のほうとも協議をさせていただきたいと思ひしているところであります。

また3点目の、登山学校研修部門の在り方であります。私はこの登山学校部門という

のは、これは廃止の方向ではなくてその機能を生かして、よりその中身を深めてゆく。そしてレイク・イン側にも、その相乗効果が波及される在り方を模索することが、極めてたいせつではないかと、基本的にそのように考えております。

特に近年、後ほどの一般質問との関連もあるわけですが、特に水面を活用したアウトドアスポーツ、あるいはまた登山学校周辺が保有している環境を活用したアウトドアスポーツというものが、急速に普及されてきております。そうしたことにかんがみまして、より広範な登山学校として取り組める事業、これはやっぱり最大限に取り組んでですねレイク・イン側の利用にもいい影響を与えていくという方向を、選択してゆくべきだと考えているところであります。

今、年間十数回の登山学校、いわゆるこの山岳技術と言いましょか、そうした研修がその程度しか行われていないわけでありまして、これをもっともっとその幅広いですね、アウトドアスポーツを取り込んだ登山学校部門での対応の仕方というものが、私は必要ではないかと思っております。もちろん現状の登山学校部門の状態によしとは私、申しておりません。せつかく、今議会で川見議員からご質問いただいておりますので、これを機会にぜひ根本的に今おかれている状態を打開すべくですね、検討していきたいと考えているところであります。

また、施設の利用にあたって、町民とのかかわりというふうな観点のご質問もございました。そうした点も含めて、私はもっとより広くですね、管内的あるいは全道的にも、あの施設が活用させる方向を見い出していくべく努力をしていきたいと思っております。

それから4点目は、観光振興公社との合併の問題であります。こうした厳しい経済情勢下でありまして、いろいろな考えられる方法についてですね、取り組んでいかなければ生き残れない業界だと認識をいたしております。したがって、できることからそうした双方の経営改善に結びつく方策について取り組んでいきたいと、もうちょっと先の超長期と言いましょか、そういう時点ではもしかすると、そういう時期を迎えるかもしれないし、当面はそれぞれ今おかれている状況の中での改善、あるいは相互の連携と、あるいは町内的なりリゾート地との関係だとか、いろいろなことを模索しながら営業成績を上げる努力をしてゆくことが、当面必要なことではないかというふうに考えておりまして、そのための努力も町の立場でも、あるいはまた、それぞれの会社の役職員の中でもそうした方向性について、より検討し改善するところはしていきたいと、そのように考えておりますのでご理解を賜りたいと思っております。

議長（湯浅 亮君） 18番、金沢静雄君。

[18番 金沢静雄君 登壇]

18番（金沢静雄君）

1．新得町の人口維持増加対策について

お手もとに一般質問の通告書が配布されておると思うんですが、そのうちに1と2を一括いたしまして町長の所信をお伺いしたい。更には3番目に書いてございますところの、人口増加にどのような方法があるかということについても、いちおう私の私見も交えてお尋ねしたいと思っております。

私がいつも議会に来ますっていうと、あそこの議会の事務局長のおるところの黒板をちょっと見るんでございます。今朝もあそこちょっと見ましたら、前年対比で人口減が66人て書いてあった。ただそれがいつを基準にしてか、12月か3月かっていうことには、あそこにちょっと書いてないもんですから分かりませんが、いずれにしても66人減っているということがあそこに書いてあるから。ちなみに本年3月末の本町の人口は、7,439人ということでございまして、過去平成元年から10か年間ずっと見ますっていうと946人減っているわけです。ほぼ1か年で100人程度減ってきているというのは実態でございまして。

特にここ数年、例えばここ3年間見てみますっていうと、平成10年すなわち平成9年になりますけれども118人、その前の年が170人、その前の年が167名というふうに最近は特に多うございますけれども、ほぼ1か年で100人前後の人口が減ってきているというわけでございます。しかもそれが今度はいろいろな畜産試験場の関係でございまして、あるいはまた、老人福祉の関係とかでもって止まるのかもしれないけれども、今のところそういう勢いには見られないと。

この皆さんがたも、新聞やテレビ等で報道されてますから驚きを持って聞いておられると思うんでございますが、日本のその特殊出生率、生涯に生む子どもの数ということでございますが、日本が1.39という数字がでておりまして、これは世界の最低レベルになってございまして、当然、後二、三十年するというと人口が減ってくるわけでございます、これも記録になにかに出ておりましたが、日本の人口は半分になるだろうというふうに統計上出ているわけでございます。

また、この人口減ということは国もそうでございますし、我々町の、町の衰退を意味するものでなかるうかなとそう思うんでございますが、そこで今年の4月1日現在の本町の、本町の特殊出生率はなんぼになっているかと、ちょっとこれは勉強させてもらいましたところが、驚くなかれ1.209なんでありまして。まあ1.2なんでありましてよ。これはよく皆さんがたもこの数字をお聞きになったら、うちの町はそんなに低いのかっていうふうに、恐らく驚かれるだろうと思うんでございますよ。

また、更にはですね、15歳未満、少年の年代と、いわゆる65歳以上の年代と分けて統計上出てきておりますけれども、これがですね最近ということになると、平成7年度分が出てございますけれども、これが15歳未満で14.9パーセント、65歳以上でもって20.2パーセントになっているわけです。これが妥当な数字か多いのか少ないかってことは、ちょっと私は判断できませんけれども、ちなみに鹿追、新得と比較してみるっていうと、明らかに新得が数字が低いんでございます。ちなみに申しますと15歳未満児の割合というのが、鹿追が19.5、清水が16.4になっております。それに比較しますっていうと、14.9という我が町の数字がいかにか低いかということは、将来的に本町の将来ということを考えますというと、両隣の町に比べて衰亡、衰えていくっていうスピードが非常に早いんでないか。場合によっちゃ、町としても成り立たないような状況になってくるんでないかというふうに考えられるわけでございます。

いったいこれは、いったいどうしてこうなったのか、そのことは分かりきったことなんでございますが、このような数字が明らかになっているわけでございますんで、町の行政を預かる町長として、いったいこの数字をどう判断するか、そしてまた、今後それにどう対応していこうとしていらっしゃるのか、その辺の見解をお聞きしたいわけでございます。

それから質問用紙の中で3番目になりますけれども、積極的な定住促進、人口増加の作戦展開という、非常にその華々しい標題にいたしましたけれども、これは我が国ばかりでなくて世界的な人口が爆発的に増えておりますけれども、先進国というのはどこも人口減に悩んでおるわけでございます、また、それは世界の国ではございませんで国内におけるどこの町村、へき地の町村ほど、このことは最大の悩みのはずなんでございます。

これは勝毎にこの人口の動きでございますとか、そういうものがずいぶん継続されて出されておりますので、皆さんもじゅうぶんこれは御覧になったと思うんでございますが、これらをもとにしながら、この増加対策の一端をひとつ私の考えを申し述べまして、町長の見解をお尋ねしたいわけでありませう。

まず一番先はですね、これも最近非常にニュースその他で騒がれてきておりますけれども、いわゆるその環境ホルモンというものに対する、我が町の対応というものでございます。

内分泌かく乱化学物質と書きましたけれども、日本語で書くところなるんだそうでございますが、俗に言う環境ホルモンでございます。今年の春以来のショッキングなニュースがさきほど申し上げました、特殊出生率の1.39と、それからもう一つは過去50年間で男子の精子の数が半減したと、種が半減したということなんでございます。

私どものほんとうの若いころの活力あふれるころの精子の数っていうのは、1cc中だいたい1億2,000万から1億3,000万なんです。これが正常とされておった。それが最近の、ごく最近の調査によりますっていうと、それがだいたい6,000万ぐらいになってしまった。1cc中ですよ。ちなみに参考まで申し上げますと、青年の健康なかたの精子っていうのは2ccでございますから、だいたい2億数千万という数があるのは正常な数字でございますが、このごろはそれが6,000万、平均の6,000万になったっていうのが、これはテレビやその他のもので報道されているわけです。

極端な例としてはですね、これは東大の学生の調査なんでございますが、20代の学生で平均の2,000万になったという調査結果も出ているわけです。これ2,000万というと、だいたい不妊の原因というのがだいたい精子の数が2,000万を切った数というのは、それに近づいてくる。いえ絶対ではございませんよ。例によると400万でも受胎可能だ、したという例もございませうけれども、だいたいにおいて2,000万を切るということは、まずそういう面で生殖障害が出てくるということなんだそうです。

まあこれは新得町の例は出てございませうけれども、町長さんひとつこれはうちの町の職員のひとつ活力を計る意味で、こういうものも一度測定するのなものかと思ひますけれども。

これはなぜそうなるか、ここが問題なんでございます。これはもうずいぶん広山議員さんなどが再々質問の中で出してございますけど、いわゆるダイオキシンの問題なんでございます。我々、私もダイオキシンということに対する認識というのは非常にあまかったんでございますが、これをちょっと調査すればするほど、このダイオキシンの猛威というものは、もう我々の想像を絶するものなんでございます。それで主としてこれが出されるというのは、いわゆるごみ焼却炉なんだそうでございます。そうすると我が町もこの2、3年前まではいわゆる野焼に等しいような状況で焼いたわけでございますから、これは恐らくダイオキシンというものも、相当多量に出ているんだろうと思う

んでございます。

このちょっと申しますと、ダイオキシンの非常にその恐ろしさというのはですね、いわゆるその蓄積作用があるんでございます。蓄積作用で申し上げますと、今、若いものはヒ素問題で大騒ぎしておりますけれども、あのヒ素の恐ろしさというものはあれも蓄積作用があるんでございます。古来ヒ素というのは人知れず人を殺すときに、徳川時代からもうあれ使われたものなんです。それはどんだんこの体内に蓄積されてゆく。それは体内に入ってそのかたちで出るんじゃなくて、脂肪の中で溶け込んで蓄積されていくもんなんです。ダイオキシンもそれと同じことなんでございますよ。

したがって今、去年から最新式のごみ焼却にしたから、それでダイオキシンが終わったっていうもんじゃないはずなんでございますよ。まだあそこに残さもたくさんございますしね、そういうものは多量に、恐らくこの周辺には、まき散らされているものだろうと思うんでございます。

そしてまた、このいわゆる環境ホルモンによる恐ろしさというのはですね、いろいろ言われておまして、例えばこの神経作用だとか生殖の問題でございますけれども、端的に書かれていることは、いわゆる抑制中枢をまひするということなんです。まあそう言ってもちょっと理解に苦しむかもしれませんが。我々がいっぱい酒を飲むっていうと非常に口が軽くなったり、人によってはすぐ癖が悪くなったりする。これは人間の生理、動物の生理の中でいろいろな反対の作用、絶えずとってバランスとっているもんなんです。そのいわゆる抑制中枢っていうのがまひされてくる。それによって、例えば最近非常に話題になっておりますところの、小学校、中学校の14歳の子どもが先生を殺したりとか、あるいはまた学校で暴れたりとか、日本ではまだ銃を持ってちゅうことはございませんけれども、そういうようなものが、いわゆる切れている状態というものも、こういう環境ホルモンの影響だとされているんでございます。

したがって、この我が町のひとつの今後の人口増加対策の一つとしてですね、こういうようなダイオキシンだとか環境ホルモンに対する我が町は最善最高の努力をしたよと。今後、我々が町民が暮らすうえにおいて、そういう面での心配はほとんどございませんと言えるほどですね、これに対する対応策をきちっとするべきでないかと、それが一つには人口増加の大きなポイントになるような気がするんでございます。

それから、今ごみ焼却のことばかり申し上げましたけれども、例えば我が町で予算化されております、これは農業用のいろいろなビニールの処理の問題。これもちょっと調べてみますと、だいたい年間に100トン前後、我が農村地帯で使われているそうでございます。

ところがこれの終末処理、当然あるんでございますけれども、町も予算を組んでございますけれども、だいたい5パーセント程度だっているんでございます。そうすると後、9割以上のものっていうのは、ほとんど放置されているか、あるいは現場で焼いているのか埋めているのか、いずれにしてもそういうことでもって残されてるわけでございます。こういうものが自然と土地なり地下水なり、まあ空気まではどうか知りませんが、そういうところに浸透してゆくおそれが多分にあるわけでございます。

したがって、私はこういうものに対する対応策っていうものも、積極的にもうゼロに近いように町としてはやってもらわなくてはならぬのかと。そうして管内一そういう面では、安全な、我が町は暮らすのにはほんとうに安全な町ですよということを宣言できるぐらい、ひとつ徹底して浄化作戦を進めていただきたいと、こう思うわけでござ

ざいます。

次に、さきほどちょっと申し上げましたけれども、我が町が予測以上に高齢化が進んでいる、あるいはまた特殊出生率が低いということは、驚くべき数字なんでございますけれども、もう一つのこれもよく新聞テレビ等で、あるいはまた、なにかに出てるわけでございますが、少子化の一因としては一つ子育てに不安がありますよってということ。もう一つは、子どもを育てるのに教育費にはばく大な金がかかると。ですから子どもを産んでも育てられないというのが、ときどき出てくるわけでございます。したがって、管内においても、例えば更別村とか忠類村のようなところは、最初の子どもは1万円、次の子どもは2万円、第3子以上は10万円の祝い金を送るとかですね、それから6歳未満の乳幼児の医療費の無料化でございますとか、それから高校生に対して月5千円の奨学奨励金の支給をするという制度をとっている村もあるわけなんでございます。

あるいはまた本町においては、例えば大学、専門校生については入学資金の40万円の貸付制度がございます、それぞれ利用はされておりますけれども、例えばこれなんかも、もう少し大幅にこの制度を拡充いたしまして、やはり本町に住んで子どもを産んで育てるには、やはり新得が一番いいと、あそこにいけばダイオキシンの心配もないし子育て、あるいはまた教育に対しても、町では特段の力を入れてくれているということが一般に認識されれば、あるいは我が町に定住をしたいというような考えを持つかたが増えるんでないかと、そう思うわけでございます。

まあ一例を挙げますって言うと、忠類村においてはですね、定住促進条例を制定して結婚祝い金でございますとか、あるいはまた出産祝い金、定住促進奨励金とか住宅建設の奨励金だとか、そういう面で最大100万円程度の奨励金を交付していると。積極的に定住促進をしている村もあるわけでございますから、そういうところも大いに我が町においても参考に勉強されまして、我が町においてもぜひともひとつ定住促進条例を制定して、我が町に住む人たちの子育てあるいは教育の不安のないように、手いっぱい支援するべきでないかと思うわけでございますが、いかがなものでございましょうか。

我が町には目標年次を2,005年ということにしまして、私の町プラン21というのが作成されて、あらゆる成果が進められておりますけれども、これはまあ、現在まあ進行中でございますが、やっぱりその基本的な考えってというのは、産業振興ってというのが基本になるんでないかと。それからその次が企業育成、それからいろいろな交通の条件の整備でございますとか、そういうことが、また、住宅環境の整備も入ってございましてけれども、主流的な考えってというのは、どうしてもやっぱり産業振興とか企業育成ってということになりかねないんでないのかなと。

私が思うには、この今の、今日の客観情勢からいって、十勝管内十勝圏という帯広圏という考えで見ると、もう新得町は通勤圏の区域に入れられるんでないのかと、御影辺りまではだいたいそんなような気風でございますけれども。これから先を考えますって言うと、我が町もそういう通勤圏ということに考えていいんでないのかと。そういう考え方に立って、ただいま申し上げましたような、いろいろな子育てのための支援措置を講じてゆくということになれば、当然、我が町に対するあこがれと申しませうか、定住化促進に役立つんでないかとそのように思いまして、それとそうすることによって若い世代が進んで定住するところの、人口増作戦っていうものが展開されてゆくんではなかろうかと思うんでございますが、町長さんのお考えをお聞きしたいと思うわけでございます。以上でございます。

[18番 金 沢 静 雄 君 降壇]

議長（湯浅 亮君） ここで、暫時休憩をいたします。 11時15分までとさせていただきます。

（宣告 10時57分）

議長（湯浅 亮君） 休憩を解き、再開いたします。

（宣告 11時31分）

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[町 長 斉 藤 敏 雄 君 登壇]

町長（斉藤敏雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

本町の8月末における人口は7,538名でございますが、近年の動向を見ますとご指摘のように、年間100名程度の人口が減少している状況でございます。

減少の状況を分析いたしますと、自然的要因による減少数が年間約20名、また社会的要因による減少数が約80名となっております。隣の清水、鹿追と比較いたしまして、15歳未満の人口の割合が低いとのご指摘でございますが、これは職場の状況や、また老人ホーム等の社会福祉施設数が要因であるかと考えております。

そこで、本町では減少を防ぐための対策といたしまして、地場産業の育成をはじめ企業誘致等に積極的に取り組んでいるところであります。

最近の状況としましては、三ツ輪ヒューム管新得工場、また整形外科医院の誘致、また企業ではございませんが新得畜産試験場の拡充、あるいはまた保健所の合理化問題などに町を挙げて取り組みをしてきたところであります。また、最近は屈足地区への療護施設の設置や、それに付随いたしまして、定住促進の団地造成などを具体的に検討いたしているところであります。今後も企業誘致をはじめ、一人でも多い定住促進のための情報を収集し、積極的な対応をしていきたいと考えております。

次にいわゆる環境ホルモンへの対応であります。

環境ホルモンは合成された体内残留性化学物質であり、現在いたるところに存在するといわれております。環境庁が認定しただけでも67種類にも及んでおります。身近な代表的なものとしたしましては、海面活性材の原料、またプラスチック製品、塗料中間体、殺虫剤、殺菌剤、除草剤、熱媒体、船底の塗料、漁網の防腐剤、医薬品合成材などが挙げられるかと思えます。

これらの化学物質が人や野生生物の体内に取り込まれると、体内で分泌されるホルモンと類似した作用が働き、精子の減少や生殖器の異常、乳ガン、前立腺ガン、雄の雌化や雌雄同体といった生体異変がさまざまな健康障害を引き起こし、生殖機能そのものにも影響があることが報告されており、これは人口問題ひいては生物など種の存亡にかかわる大きな危機だと考えております。

本町におきましても少しでもこれらの危険因子を取り除くため、学校給食は昭和60年から平成元年にかけまして、食器から発ガン性物質の溶け出しが指摘されておりましたので、いち早く陶器に取り替えを行いました。また本年度からは、菜園用ビニールを自家処理から産業廃棄物処理施設での処理を行うため、年2回農協で回収し処理施設ま

での運搬費の2分の1を町で助成を始めております。

また農薬の散布は、道内ではホクレンが安全な農産物生産のため、本州の30パーセント減になるよう散布の指導をいたしておりますので、今後、更に30パーセント減となるよう目標を立てておるところであります。ゴルフ場における農薬散布につきましては、関係者に対し環境ホルモンの疑いのあるものについては、使用しないように指導いたしております。

環境ホルモンの一種でダイオキシンを削減するため、昨年9月より新ごみ焼却施設を稼働させておりますが、これに伴い閉鎖いたしました旧ゴミ処理埋立処分場や周辺の環境汚染の実態を把握するため、本年度ダイオキシンの測定を行い、この結果によりましては必要な対策を講じていくことにいたしております。

いずれにいたしましても環境汚染の解決には、ライフスタイルを変えない限り、良い環境には取り戻せないのではないかと考えております。環境はたいせつであるという意識を持つことがたいせつであり、これはなにも個人に限ったことではありません。行政や企業も意識を高めていかなければならないと考えております。まず一人ひとりできることから取り組むべきと考えております。ごみを徹底的に分別し、ごみを出さない努力がまず第一歩であり、また、子どもたちに環境のたいせつさを伝えることも、次世代への環境を守るためには極めてたいせつなことと考えております。

国におきましても本年度から本格的な実態調査や研究を進めることといたしております。今後はこれらの調査、研究結果が出されますので、これを受けて対応策が示されると思いますので、国や道の指導を受けながら本町の優れた環境を守り、よりよい環境創出に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、本町の少子化対策でございますが、庁舎内に検討チームを組織し現在まで取り組んでいるところであります。その検討討議結果を踏まえ、実現可能なものから順次財源調整を図りながら実施をいたしております。

本年度では、ゼロ歳児保育の拡大、新得高校女子生徒の骨粗しょう症検診、母と子の健康づくり講座の実施。また、入学資金貸付金に関しましても、従来の40万円から50万円に増額を図ったしだいでございます。また、新得高校の生徒に対しましても、平成8年度から奨学金の支給をいたしているところでございます。

定住促進のための施策につきましては、本年4月から屈足市街地区を対象にした定住促進要綱を定め、その振興を図っております。今後の新たな施策につきましても、これら施策の効果を見ながら検討してまいりたいと考えております。

町といたしましては、本町の交通の利便性、安価な地価、自然環境等のすばらしさをアピールしながら、定住促進に向け積極的な取り組みをしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

[町長 斉藤敏雄君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 18番、金沢静雄君。

18番(金沢静雄君) ただいまご答弁いただきまして、特にこのダイオキシンに関してはいろいろと勉強なすって、こういろいろな例も挙げられました。たいへん心強いわけでございますが、私もこの問題についてはそんなに深い知識はないでございますが、最近にいたりましてちょっとしたきっかけでこれに興味を持って、内容について突き詰めていけばいくほど、その脅威というか恐ろしさというか、膨大なものであることがだんだん分かってくるわけなのでございます。

これも先進国の中では日本が一番遅れているということでございまして、例えばダイオキシンというのは50メートルプールに、25メートルプールの倍の大きさですけれども、50メートルプールに1滴落とした濃度、これが即、障害を与える濃度だっているふうに書かされているのであります。そうするっていうと我々の常識で考えられないような濃度になるわけです。

特に先進国の中でも、これもまあほんとうかうそかは私は分かりませんが、ドイツでは年間のダイオキシンの発生量4グラムって書いてあるんですよ。ところが日本は年間に15キログラム現在ダイオキシンが発生していると。特に日本の場合は魚をよけい食べる。それでさきほどちょっと言いましたけれども蓄積作用がありましてね、特にそれが脂肪の中に蓄積されているってことなんで、これはまた先進国世界の中で比べると日本が一番高いんですよ。

これは今、女性のことが出てましたけれども、例えば最近乳ガンなんかのものすごく増えてきている。そしてこれは新利根町これ茨城県になるのかな、そこが最近ものすごいその乳ガンの発生率が、地域を限って非常に増えたっていうことで調査したところ、やっぱりそれがごみ焼却関係に出るところのダイオキシンの汚染によるもんだと。このさっきもちょっと申し上げましたが、蓄積作用っていうのは、例えば酒アルコールも恐ろしい、薬理的には恐ろしいこれは作用を持っているんですよ。だからたまたま学生なんか急性アルコール中毒で死にますけれども、だいたい我々ですと一日か、そうですね二日酔いすると二日ぐらいたまっているかしれませんけれども、これは全然無毒化されて排出されてしまう。ところがダイオキシンというやつは蓄積されていってしまう。それが脂肪の中に溶け込んで蓄積されていってしまうってことなんです。したがってだいたい子どもを育てる場合の母親っていうのは、二、三十年の年齢で子どもを産むわけですけれども、そういうときには母乳で育てる場合はその何十年間蓄積されたものが、子どものほうに移行してしまうっていうふうなこともあるようなんで、非常に恐ろしいなと思っているんですよ。

これは町長さんも調べられて、ほんとうにそれだったらたいへんだと思ってらっしゃると思うんですが、更にですねそれを徹底してですね、例えば最近のあれではですね、この一般家庭でもよくやります、このラップをこうかけてね、そして電熱でもって、それがものすごいそのラップからのダイオキシンの移行につながるっていうふうなこともありますしね、それから今、商店で買い物する場合のいろいろなトレーだとかね、そういうもの、結局そういうもののもとになるっていうことがはっきりしているわけですよ。

ですから例えば、我が町においてはね、私も店やってますけれども、例えば商店街だとかそれからスーパーとかそういうところにもですね、これは有害なものダイオキシンのもとになるんだから、ひとつそれはやめてくれと、例えばトレーにしたって、でんぷん質のトレーっていうのは今出てきているわけですからね、そういうものに切り替えてもらうような要請をすとかね。やっぱりきめ細かなそういう要請指導っていうものは、必要なんでないのかなって私思うんですよ。

それで例えば、新得の町はこういうことで環境についてはものすごい先進的な認識と施策をやってますよと、だから管内あるいは道内でうちの町が一番そういう面では安心安全だということがね、そういうふうにかう我が町を確立してもらいたい。そいつをこう世間にPRしてゆくってことによって、若い人が町に定住される可能性もあると。

そしてまた忠類でしたか定住促進条例っていうものも作りましてね、これにはきめ細かにいろいろ、いろいろうたっているわけなんでございますけれども、そういうものもひとつ研究されましてね、我が町においてもできればそういうものを制定されまして、そして乳児から少なくとも大学ぐらいまで、大学ぐらいまではね、こう支援するような体制を作っていたいただきたい。それは予算上の問題あるからっていうことになるかもしれないけれども、それはそれとしてやっぱり我が町に定住する人間を増やすってことが、なににおいても基本になりますから、その辺はひとつよく研究されましてですね、なんとか定住促進条例というようなものを制定されて、例えば我が町に住宅を建てる場合はよそから来て建てる場合は、忠類はこれ100万円なんでございますけれども、100万円の奨励金を出すというような制度もとっておりますしね、それから高校生に対しては一律5千円だとかそういうものがありますから、やっぱり本町に住んで大学に進学する場合は、例えば月額3万円、これはくれるっていうのはたいへんでございますから貸しますよとかね、そういうようなやっぱり思い切った施策を講じることによって、我が町に引っ越して来て移り住んで子どもを育てよう。職場はもう帯広辺りというのは通勤圏になってきていると思いますから、住居は新得で構えていきますよと、子育ては教育は新得でやります。職場は帯広近郊でも芽室でもいいですから、それこそ通ってというようなね、そういうような施策もとっていけば、いささかなりとも我が町の人口増につながるのではないかなと思って、ご質問申し上げたわけですがいかがでしょうか。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） 金沢議員さんには、極めて広い観点からの将来的な人口増加策としての定住促進をどう進めるかと、こういう観点でのご質問でありまして、私もただいまご質問ありました点につきましては全く同感に考えております。

やはり人口が減少するということは、商店街等への経済的な影響を及ぼすばかりでなく、やはり町全体の活力という点で考えますと、そうした活力がなくなってくるというふうなことをひしひしと感じておりまして、そうした面では定住促進、人口の増についてはほかの施策に優先してですね、いろいろな取り組みをしていくことが極めて大事だというふうに、今、基本的に思っているところであります。

そうした中で、今、環境に対する国民の関心というのは極めて高くなってきております。ちょっと話はそれですけれども、レディースファームスクールになぜあれだけの人が集まるかということなんでありますが、お話しを聞きますと一様にこの安全な食に対する関心の、実は高いかたばかりであります。それを求めようとして本町においていただいております。そうしたことを考えましても、やはりこの環境というものを最良の状態に保っていく、あるいはその、そういう環境を創造していくということが、極めて大切なことであります。

したがって、それに伴う住民へのいろいろなこのきめ細かなご指導も申し上げながら、あるいはまた、企業なりあるいはそのメーカーなり、そういうようなところにもやはりそういう有害物質というものを、なるべく安全なものに置き換えていくような、そういうふうな働きかけも当然していかなければならないのではないかとというふうに、思っているところであります。

そうした面では、幸いにいたしまして本町のごみ処理場、新基準から見ても更に10分の1近くのですね、ダイオキシンしか発生しないということで、極めて安全あるいは環境に優しいごみ焼却ができていますかと思っております。

そうしたことも含めて、あるいはまた農家の皆様がたが産業廃棄物として出される、そうした塩ビ系のそうしたものについても、できるだけ相当数が安全な産廃業者の手によって処分をされていくというふうに、私どもも努力をしていきたいと思っております。

しかし、そうした多量な有害物質が結果として、この自治体の責任にすべて、責任と言いましょうか、最終処分の責任を求められているのは、私は極めて不本意だと考えおります。もっとやっぱりメーカーなり、あるいはその間に介在する業者のかたがたが、全体的にこの負担をしながらですね、この問題を考えていく必要があるのではないかと考えているところであります。

また、定住促進にかかわってのいろいろな奨励策をとということでありまして、今、役場内には引き続きそのための検討のプロジェクトを存続させておりますので、そうして中でなにかほんとうに有効で、そうした奨励策が作用してゆくのか。より検討を加えながら、この後に対応してまいりたいと思っております。

ただ最近の傾向といたしましては、これも新聞に報道されておりましたので御覧になったかもしれませんが、そうしたこの出産祝い金等については、近年の財政事情下からせつかくの制度が廃止をされる方向に作用いたしております。

したがって、私どもの町は私どもの町にふさわしい在り方として、どういう方向がいいのか、それは今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。正に新得の場所、それは屈足の市街地も含めてでありますけれども、帯広ないしその周辺への通勤圏であることはご指摘のとおりでありまして、そうした役割を新得でもじゅうぶん担っていけるのではないかとこのように思っております。

したがって、さきほどの藤井議員からの新しい制度による定住対策、そしてただいまは金沢議員からのご質問、そしてこの後にも、また、別な視点からの定住促進にかかわってのご質問があるわけでありまして、そうしたものをより総合化してですね、町としてどう取り組んでいくかというふうなその整理をしながら、ほんとうに前向きにですね、定住促進対策を真剣に考えて取り組んでいきたいと、そのように思っておりますのでご理解を賜りたいと思っております。

議長（湯浅 亮君） 7番、石本 洋君。

[7 番 石 本 洋 君 登 壇]

7番（石本 洋君）

1. マウンテンバイク練習場（子どもの遊び場）造成について

さきほど金沢先輩が人口の問題、あるいはこれから宗像議員がアウトドアの問題、いろいろご提案されるわけなんです、その間にたちまして、そのいずれにも関係するような事柄になるかどうかと思うわけなんです、私はマウンテンバイクの遊び場について質問をしたいと存じます。

最近、子どもたちの間にマウンテンバイクの人気の高まっているようであります。ほかの町でも9月15日には、土幌町ヌブカの里においてマウンテンバイクの走行会も開かれました。子どもの健全育成の面からも、なにか打ち込んでやる場所があってもよいかと存じます。

子どもたちは安全で活動的な、また、子ども同士の交流の場として、マウンテンバイ

クの遊び場、若しくは練習場を欲しがっております。民間のボランティアのかたが町の空き地に道路工事の排土を入れてもらい、ささやかなマウンテンバイクの練習場を造成しているようですが、安全性の面から公的に整備できないものかと考える所でございます。

大人にはパークゴルフ場など多額の費用をかけて施設を造っている状況の中で、青少年にも手軽に遊べる、あるいは練習できるマウンテンバイクの練習場を造ってあげる気持ちはないでしょうか。町長の所信をお伺いいたします。積極的な愛情あふれるお考えを期待しております。よろしくお願い申し上げます。以上です。

[7 番 石 本 洋 君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[町 長 斉 藤 敏 雄 君 登壇]

町長（斉藤敏雄君） 日ごろ、子どもの健全育成の取り組みに、町民各位のご理解とご協力を賜っておりまして、感謝を申し上げますところであります。

さて、ただいまご質問のマウンテンバイクの練習場の造成につきましてではありますが、これは屈足地区で地域のかたが工事の残土を利用いたしまして、子どもたちが遊べるマウンテンバイクのコース造りをしたいとの要望が町のほうにございまして、地域のこうした自発的な活動に感謝を申し上げ、町としてできる限り地域のかたの要望に沿うかたちで、工事残土の搬入などに協力してきたところでございます。

また、アウトドアスポーツは自然環境を最大限に活用することに意義がございますので、このほかにもそうした空き地等の活用ができるのであれば、協力をしていきたいと考えているところであります。また、本土地の使用につきましては、公営住宅が建設されるまでの間ということ、そのご理解のもとに実施をいたしているところでございます。

その実現に向けて、町長の温かい回答をということであったわけではありますが、町といたしましては私の定期広報での紹介の中でちょっと観点は変わるわけですが、上佐幌地域の皆さんがたが取り組みました手作りの並木路の造成に見られるような、住民が自発的な参加型の地方自治という視点を私は大事にしていきたいと、そしてまた、これからの時代、そうしたことが求められることではないかと考えているところであります。今回のマウンテンバイクの件につきましても、正にその延長線上にある話であったと。

ですから私は、そうしたそれを子どもたちに造って提供してやることによって、それにかかわった住民も満足をする。そしてそういう親心の愛情のもとにですね造っていただいた地域のかたがたに、子どもたちが感謝を申し上げながら、そういう施設を造っていくというのも一つの方法でないかと考えております。今の段階では、その施設を使って遊ぶうえにおいて、例えばそれが狭あいすぎるとかいうほどの人口数にはなっていないと聞いておりますので、これについては今後もう少し推移を見てゆく必要があるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

[町 長 斉 藤 敏 雄 君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 7番、石本 洋君。

7番（石本 洋君） 要するに今の話でいけば町自身ではやる気がないよ、住民参加型の施設にするにつれ協力するよと、こういうようなことだと思っんですよね。

そこですね、住民参加と僕はけっこうだと思っんですし、そういうことについて熱心

なかがおればその人だけでなく、地域の人たちができるだけ協力しあって施設を造っていくということ、たいへん望ましいことだと思うわけなんです、問題は資金的な面になってきますよね、やっぱり資金面が解決しないと、力を合わせようにも合わせれないと。

そこですね、念を押して聞いとくわけなんです、こういうその住民参加型の場合にマウンテンバイクの練習場を造ろうとする場合に、夢基金の活用の可能性があるかどうかということ、いちおう確認しておきたいと思のね。

次にですね、そういうような住民参加型のマウンテンバイクの練習場でいいのかどうかということについては次の問題になってくるわけなんです、私はですね、やはりさきほどいろいろなかがお話しあったし、これからも出るでしょうスポーツという関係で、アウトドアの関係でいきますとですね、やはり、広く新得町の観光だとかスポーツの振興だとか、あるいは人口増加に期待のできるような施設造りというものを、考えていく必要があると。

こう考えますとですね、これは一つの案でございますけれども、例えば屈足運動公園の周回コースを造っていくのはどうかというふうに考えました。ただですね、これを質問するにあたって、私の乏しいマウンテンバイクの知識ではだめだということで、いちおうある程度の、さきほどお話しした土幌のですね、マウンテンバイク走行会を主催した人に聞きました。その人のお話ですと特別な施設がなくてもいいけれども、コースを特定をして安全性を考えていくということが大事だよと。そういう面からいくと、先日のヌブカの里の走行会、それはほかに場所がなく土幌の町が非常に熱心だから、そこに設定をさせていただきました。こういうことね。

そこで新得の町はどうかというと、10年ほど前にサホロリゾートのコースを利用して、マウンテンバイクをやったことがあるそうですね、それは1回目で新得ではそれで終わったの。新得はあまり熱心でないからよそへ行ったんだと思うんですが、土幌では9年間続けてやっている。それから豊頃でも9年間続けてやっている。そういうことから言うと、新得では10年前なのかなというふうに、こう逆計算になるわけなんです、非常にお客さんがみえられるそうですね。逆に新得の自転車業者にこう聞いてみましたが、新得市街、屈足は入っていないと思うんですがね、だいたい200台ぐらい出ているよと。だけどコースがある程度整備されて安全性が認められれば、もう少し伸びるであろうというようなことなんですよ。

そういった点から考えてみると、屈足運動公園周回もいいとともに、例えば北新得の公民館から西のほうに上がって、岡田さんのわきを通過して上のほうに上げていく道路がありますよね、上に上がると林道があるわけなんです、それが今度は北の方に向かってね、ああいうようなコースにマウンテンバイクコースとしてね、いちおう標識を立てたり、コースの安全性を図るためにそれぞれの道案内をするということで、それは必ずしもあそこから新内のゴルフ場近辺まででなくてね、延長して上佐幌ずっと回ってこうくるとか、あるいはもう一つのコースは、そのコースを突っ切って向こうのほうのなんですか、山野辺さんのほうにこう出て、ずっと林道、福山の畜産施設のずっと向こうを回ってくるといったようなね、コースを造ってあげるというのもね、これは特別なあれいらないそうです。

専門家というか話はね、要するに安全性の問題だからコースをきちっとして、回りやすいようにしてあげることが必要だというわけなんです、だからそういうよ

うなことについてもね、将来的に配慮してあげる考えはないかどうか、お伺いしておきたいと思う。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） マウンテンバイクの楽しみ方というか、それは、ただいま、石本議員がご指摘のとおりでありまして、基本的には自然の状態を自然に使うと、あるいは場合によっては道なき道を自転車で遊ぶというふうな意味合いで、若干、冒険心をあおりながらですね、そうしたマウンテンバイクを通して自然と触れるということが、マウンテンバイクの特色だと考えております。

それで石本議員ご指摘のように、そういう規定のコース、私ども把握しているのはただいまお話しのあった土幌町のコースであります。これは私どもお伺いしている範囲では、通常時の利用は全くないと、年に1回の大会で120人ぐらい来られて、その数日前にあわくって練習する程度であって、通常時は活用されない状態にあるということが一つでありますし、また、帯広市にも河川敷にですね、開発建設部が造ったマウンテンバイクの常設コースがあるそうではありますが、これも正に同様でありまして、全く使われなくて草がぼうぼうとお聞きをいたしております。

したがって、私はそういう規定の概念と言いましょうか、造られたものに対してはやっぱりどうしてもそうならざるをえないのかなと。したがって、ただいま、後段のほうでご指摘ございました、そういう本町の環境なり条件を生かして、そういうマウンテンバイクとしてのコースの設定ということであれば、これはそうした設定は、私は可能だと思っております。

したがって、ただいまご指摘ございましたので、そういうコースの設定というものが、どういうふうにしたらできるのかというものを検討してみたいと、このように思っております。したがって、用地を造成してその規定のコースというのは、とりあえずは造る予定はないということで、ご理解を賜りたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 7番、石本 洋君。

7番（石本 洋君） 今の答弁の中でですね、いみじくもよその町村の利用状況というものが出てきました。その話を聞くと、やはり身近なところにマウンテンバイクの簡単に遊べるような施設が、必要になるのかなというような感じを持たせられたわけなんですよね。特に子どもたちが、ある人に私頼まれて行ったら、子どもたちが寄って来てこれはいつ出来るのと、というような調子で語りかけてくるといったようなかたちの中でね、子どもたちが、たいへん期待してるんだなという感じを抱きました。

それとですね、子どもたち以上に、そのいわゆる専門家の話ですと、高齢化社会の中でだいたい60歳で定年退職した人たちが、その自転車に親しむ機会というのが増えてきているよと、そういったてんで60歳以上の定年退職者に、マウンテンバイクの愛用者がね増えてきているよと、こういうようなお話しです。新得はさきほどの話でいきますと、かなり65歳以上の人口が増えてきたと、こういうわけでございますので、これからそういった面でも愛用者というのが増えてくるんでなかろうかと、こういうふうな思いがいたします。

同時にですね、やはりPRというのがこう大事なものだと思うんですが、例えばこんなこと言うと、ちょっかい出しているようで悪いようなんですが、例えば運動公園のねランニングコースにしても、あれときどき煙るけどもあんまり走っている人が見えないんで、それは土曜、日曜日に行かないせいなのかなと、こう思ったりもするわけですが、

どちらかという平日見に行っちゃうもんですから。だからそういった点ね、やはりもう少し新得町のね、いろいろな施設のPRというのは常時やるような努力が必要なんではなからうかなと、あんまり一般の人が来て合宿のランニングコースが使いえなくなったとかいうんじゃ、また困るわけなんですけれども。

そういうようなことでですね、ひとつPRが必要だという面では、マウンテンバイクもPRすることによってですね、よその町の人たちも新得町に気軽に遊びに来られるような雰囲気ができるんではなからうかと、こう思うわけですね。だいぶお腹も空いてきましたので、この辺でお話しやめますが、よろしくお願いを申し上げます。

議長（湯浅 亮君） 1時15分まで、休憩とさせていただきます。

（宣告 12時10分）

議長（湯浅 亮君） 休憩を解き、再開いたします。

（宣告 13時15分）

議長（湯浅 亮君） 14番、宗像 一君。

[14番 宗 像 一 君 登壇]

14番（宗像 一君）

1. 屈足湖畔周辺環境整備について

私は、屈足湖畔周辺環境整備についてと、岩松ダム周辺の河川敷地整備についての2点お聞きしたいと思います。

最初に屈足湖畔周辺環境整備についてですが、混迷する経済情勢の中、地域の活性化対策として7年前、屈足地区に登山学校等複合施設。いわゆる登山学校が建設され、屈足地区の皆様と町からの出資を受け発足した第三セクターが運営委託を受け、社長以下従業員一丸となって企業努力を重ねておられることは、承知いたしているところであります。今後も利用者のニーズ、要望にこたえるべく最大限の努力を求めるところであり、また、地域の保養施設として町民の積極的な利用を喚起すべきと考えているところであります。

最近の社会情勢から、附属のパークゴルフ場やクライミングタワーなどの利用が今後増えてくると思われます。さきほど、屈足湖畔にある登山学校の廃止論説もありましたが、私は登山のみならずカヌーや乗馬などアウトドア全般の体験施設・教育施設として機能を持たせていくべきと考えるものであります。そのためにも周辺の環境整備が必要と思われるのでございます。

平成7年第3回の定例会において、屈足湖畔周辺環境整備に関する質問をいたし、利用状況、管理面での課題などを考慮しながら進めていきたいとの答弁をいただいております。更にキャンプ場、遊歩道、サイクリングコースの造成などについては、河川管理者、占用許可を受けているダム管理者との協議のうえ、進めていきたいとのお答弁もいただきました。その後、町理事者の骨おりによりまして、屈足湖でのカヌーなどの湖面利用が可能となり、利用者は感謝しているところであります。

さて、今年の夏、首都圏から参加者を募って開催された水がきジャンボリーをはじめ、十勝川カヌースラローム大会では多くのお客さんが屈足地区を訪れました。地域にとって、いかに客が入るかが関心であって、一連の行事や口コミによって訪れるカヌー愛好家が増えていることは事実であり、わずかであってもスタンドや食料品店などへのお金がおちているのも事実であります。登山学校駐車場南側のスペースでは、こうした利用者たちが家族、同好の仲間たちでキャンプをしながら湖面利用をする人たちが増えており、今後は更に増加することが予想されます。

そこでキャンプに必要なトイレ、炊事場などの施設整備とともに、周辺的环境整備が急速に必要と思われるのでございます。整備を行うことにより、レイクインの集客向上にもつながると思いますが、どのようにお考えでしょうか。お伺いいたします。

2. 岩松周辺の河川敷整備について

次に、岩松周辺の河川敷整備についてでお伺いします。

これも1点目と関連するわけではありますが、屈足湖の上流、岩松橋下からパンケニコロベツ川合流点までの十勝川は、カヌー、ラフティングにかっこうの場所であります。水がきジャンボリーをはじめ、十勝川カヌースラローム大会がその場所で本年開催されましたが、参加した日本代表クラスのカヌーイストたちも声をそろえて絶賛しております。

それは、水がきれいなこと、岩松ダム・岩松発電所によって水量が非常に安定しているということでもあります。区間的にはおよそ2.2キロメートルであります。未整備区間のためにですね、河川敷への連絡道路、川沿いに救助用道路、観覧席、利用者の駐車場、トイレなどが整備されるなら国内でも第1級のウォータースポーツエリアとして国内大会はおろか、国際大会の誘致も可能だと聞いております。

屈足地区振興のために新しい観光資源として、ぜひこのエリア内を急速に整備すべきと考えますが、いかがお考えか町長のお考えをお伺いいたします。以上よろしくお伺いいたします。

[14番 宗 像 一 君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[町 長 斉 藤 敏 雄 君 登壇]

町長（斉藤敏雄君） 屈足湖畔周辺的环境整備についてであります。

当該地区には、お話ございました登山学校等複合施設として、研修・宿泊施設のほか、クライミングタワーやパークゴルフ場を建設いたしまして、一般の利用に供しているところであります。建設以来、これら施設利用を中心に今日にいたっておりますが、近年、特にアウトドアスポーツの普及が進み、屈足湖をはじめサホロ湖・十勝川などの水面利用のスポーツ愛好者が急増いたしているところであります。

今年の夏、首都圏などから募集いたしました、十勝水がきジャンボリーでは総勢120人あまりのかたが4日間の日程中、2日間にわたりレイク・インを宿泊場所といたしまして、十勝川や屈足湖でのカヌーやラフティング、川狩りなどを楽しんでいただいたところでございます。参加者の感想はたいへん好評でありまして、管内的にも立地条件の良さを認知いただいたところであります。

それと前後いたしまして、サホロACCが立地条件を生かした、十勝川カヌースラローム大会が開催されまして、全道各地から愛好者が参加し盛会りに終了いたしました。

これらの参加者は、登山学校の駐車場南側に位置する湖畔広場や、上流部の川辺にキャンプを張り、カヌーを楽しむ家族連れなども多く見受けられたことも承知いたしてお

り、こうした住民主導の取り組みに対しまして、敬意を表するしだいであります。

さて、お尋ねのキャンプに必要な施設の整備についてであります。当該地域にはクライミングタワー用地内に簡易水洗トイレを1基設置いたしておりますが、電源開発が占有・管理している湛水区域外の町の占有区域に設置するなど、利用調整をいたしているところであり、湖畔広場につきましては、電源開発が占有・管理している湛水区域にあたりまして、工作物の設置が規制されているところであり、湖畔広場に隣接する一帯の雑木林につきましても同様であります。

整理をすべきとのご意見も伺っておりますが、水鳥なども多く来ているようでございますし、そうした野鳥などの生物の生息に支障のない範囲での、整備が必要かと思っております。

平成7年9月の定例会におきまして、宗像議員の質問に対しお答えいたしましたように、あの広場と言いましょか、区域の利用に関しましては関係機関の協議・調整が必要であることは、ご理解賜りたいと存ずるところであります。

しかし、この夏の利用状況から、必要に応じてパークゴルフ場管理棟トイレの開放をはじめとしまして、設置可能な区域内での給水施設、防犯灯などの設備等について検討いたしたいと考えているところでございます。

2点目の岩松橋から下流の十勝川の整備についてであります。地元団体あるいは十勝管内のアウトドアスポーツの関係団体からの整備要望があることも承知をしております。現在、河川管理者である帯広土木現業所とも、非公式ながら協議を進めているところでございます。

いずれにいたしましても、十勝川河川敷にかかる環境整備であり、管理機関である帯広土木現業所にご理解をいただくとともに、北海道電力、電源開発株式会社など関係機関との協議を進め、利用者の便宜を図っていきたいと考えております。

町といたしましても、今後この流域が水面利用のメッカとして脚光を浴びることが予想されることから、必要な条件整備をしていかなければならないと考えております。今後、関係者の皆様と協議を重ね新しい観光スポット、ウォータースポットとしての整備に努力をしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

[町長 斉藤敏雄君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 14番、宗像 一君。

14番(宗像 一君) キャンプの利用状況についてはご理解いただいているようでございまして、その答弁の中で現在あるクライミングタワーの仮設トイレの使用と、そしてまたそういうおおぜい来たときには、あの管理棟のトイレをも使わせてもらうべく、利用者の人も進めているわけですが、その管理棟に通じるところの道路ですね、そういう道路がまだきちんとされていない。また、仮設トイレを含めての防犯と、また、今の状態では炊事場が全くないわけですが、そういったことで、実際に不便を感じるところでございます。そこでもっとその進めについて、そこら辺のかたちをご理解いただき、詳しく説明がいただきたいなど、かように思うものですからよろしくお願ひしたいと。

また、その南側の雑木林の環境整備に関しても、いろいろとああいうすばらしい自然生かしての造成ということで考えておられるようでございまして、そこら辺は、私もすぐやれというかたちで言える状態ではないでしょうけれども、公園の造成にあたってですね、少しあそこら辺の自然を生かしたそういったものをどういうふうなかたちとする

かということの、専門家の意見も採り入れてですね、そして進めていくべきじゃないかと。また、利用する人たちの意見もよく考慮しながら、考えていただいたほうがいいんじゃないかなとかように思います。

それが電源開発管理の屈足ダム公園との非常にイメージに合った、ぜひ公園づくりと申しますか、そういったかたちにして欲しいと、するべきでないかということでもひとつこれから取りかかるといふことなものですから、いちおう申し述べさせていただきたいと思っております。

また2点目の、十勝川河川敷整備でございますけれども、今年の水がきジャンボリーとか、十勝川カヌーレース行事によって、急にあの地帯がこういろいろと高く評価されたということで、そういったことで整備の必要性が求められるわけでございますが、それも早速いろいろ関係機関と進められているということでございますから、納得するところでございます。

しかし、現にあそこの周辺はもう使われているわけでございます。今、十勝川河川敷に通じる通路が、アサノコンクリート生コン会社ですね、私有地を通らなければ行けないわけでございます。工場長さんは深いご理解のもとに厚意的にその対応をしてくださっておりますが、あの地点には釣り人も釣り客も入るものですから、そういったことで会社の作業員とのトラブルも起きてきているということも聞いているわけでございます。また、この9月13日の日曜日にはですね、札内のカヌークラブのかたが主催であの場所を使ってカヌーのスラローム大会も開催されたわけでございます。

そんなことからですね、今年の状況を踏まえると明年から道内はもとより、本州方面からの入り込みも非常に増加されるということが、見込まれるのではなからうかと思うのです。

そこで早急にですね、関係機関との協議を進めていただきたいと、また、その上流にあたってはですね、大正5年ころから長年にわたって建設された、本町の史跡として指定されております、上川かんがい溝十勝川水門跡もあります。あそこには道路ぶちには看板があがっているわけでございますが、それに通じる通路がないわけでございます。そしてその地帯から上流に向けてですね、そこが一番、救助用通路また観客席としてですね、望まれているところでございます。そのほか、河川敷周辺はいたるところに排便の跡があり、美化衛生上問題と心配されておりましたが、利用される団体のかたが、昔の仮設トイレを設置してくださったようでございますので、今のところは、なにかその辺は解決されたような気がいたしますけれども、しかし、今後町としてですね、それらトイレをも含めて利用されるかたの意見も採り入れ、そして周辺の環境整備を早急に進めてゆくお考えを持っていただきたいと、再度お願いするわけでございますが、私はそれが開発されることによって、キャンプ場の利用者も増えレイク・インの活性化をはじめ、岩松周辺、トムラウシ周辺にもつながる屈足地域振興と、新しい観光資源として発展されることと思われるわけでございます。

ぜひ、市街地公園もさることながら、野外公園の見直しも図っていただきたいと。それらがこれから建設されようとする、障害者療護施設で働く若い方、また畜産試験場に勤務される人たちの憩いの場ともなるのではなからうかと考えるわけですが、いかががお考えか再度お伺いさせていただきます。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） 今、何点かにわたってご質問がございました。宗像議員のこの

お考え方、総体といたしまして極めて整備するにあたっては、その管轄する利用面積も広うございまして、したがって一挙にですね、今ご質問にあったことを解決するには経済的な面も含めて、至難なものがあるかと思えます。

しかし、総体のお考え方としては、これからますます増大するであろう、そうしたアウトドアスポーツあるいは水面利用のスポーツということを考えてときに、やはり長期的な計画を持ちながら順次整備をしてゆく必要があると、基本的にそのように考えております。

前段でございましたトイレなり、今あります管理棟への道路の問題、あるいは証明の問題、炊事場の問題、これはその設置場所によっては湛水区域との関連がございますので、その辺の調整というものが必要になってくるかと考えております。そうした調整をしながらできるものについては、特に野営をするというかキャンプをする場合については、必要最小限度の整備というのは当然のことでありまして、どうかたちでそれが進めていけるか検討していきたいと思っております。

また、南側の環境整備の問題であります。できるだけあの地域が持っている自然というものを生かした整備が私は必要だろうと思っております。そのためにも利用者の皆様がたの意向も聞きながら、そうした方向にできるだけそうかたちで、整備を検討していきたいと思っております。

特に湖畔広場の整備につきましては、現在、工事残土を利用いたしまして凹凸をならしているという状態でありまして、今後もその整備を予定しているところであります。

また、民地の通路の問題、あるいは今後利用が増加することに伴って、通路の整備その他をしていただきたい。特に岩松橋下流の問題でありますけれども、これにつきましてはさきほど申し上げましたように、土現側との協議に非公式ながら入っているというところでありまして、特に地域の皆様がたのどういうふうに整備をすることが一番理想的なのかですね、そういうふうな利用計画というものが、全体のですね利用計画というものが私は必要になってくるのではないかと。あの地域全体の整備をどう進めるのがいかにという全体像があって、そのうち土木現業所がどこまで整備することが可能か、また、それを補完する意味合いも含めて町がどこまでやるか、そしてまた管理上の問題も含めて利用団体がそれにどうかかわっていくかというふうな、それぞれの役割分担も考えながらですね、全体的な整備計画というものを詰めてゆく必要があるのではないかと、このように考えているところであります。

道は道の予算上の問題ありましようし、町は町としての予算上の問題もございまして、できればやっぱり年内ぐらいまでに将来を展望したひとつの利用計画と言いましようか、これを立てていただいて、それを財政上の問題も含めて年次的にどういうふうに整備をしていけるかという検討が必要ではないかと、このように考えておりますので、ぜひ、そうした面では地元の利用団体の意見というものを、ある程度まとめていただきながら、そうしたものをベースに、今後、関係機関との協議調整に入っていきたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

議長（湯浅 亮君） 14番、宗像 一君。

14番（宗像 一君） たいへん前向きなお答えをいただきまして感謝を申し上げます。年内以内にそういう利用される人たちの意見を聞いて、なんとか計画を立て、いろいろそれらに関連する機関とも進めていただけるということございまして、あそこを利用している人たちにその旨を伝え、そういった計画の提出をも作成に努めてもらえ

るよな方法をとりたいと思います。

最後に今、十勝川アウトドアネットワークの団体がですね、十勝支庁地域政策課、また、十勝エコロジーパーク財団などの関係する官公庁の応援で、アウトドアに関する先進国ニュージーランドへ視察研修をいろいろと計画されているようでございます。したがって、それらがある程度まとまってくると、町にもその案内があると思われまじけれども、せっかくのこういう機会でもありますし、非常に私も行ったことがないから分かんないんですが、このニュージーランドは非常にそういったアウトドアに優れているところだというふうに聞いております。

そういったことなものですから、なんとか職員をですね派遣させる気持ちを持っていただけないかということで、最後に町長のお考えをお聞きし、質問を終わらせていただきます。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） さきほど全体の利用計画を立てると、こういうことでお話し申し上げまして、基本的にはそのように進めていきたいと思っております。

ただ、これは新しい取り組みでもありまして、財政の面からですねこれをなんというんでしょうか、財政の面からの検討はまだ加えられていない段階での話でありますので、したがってある程度、長期視点に立ってですね、年次計画で進めていかなければならないものも出てくるのではないかと、そのことはぜひ、地元の利用団体の皆様がたにも、ご理解をあらかじめいただいております。

しかし、これからのアウトドアスポーツの時代にあって、そうした整備を将来に向かってしていかなければならないと、その考え方については、これは変わりがないわけですが、性急にあの広い管轄面積の全体をですね整備しなさいと言われても、これはできる相談とできない相談があると。それからまた、町だけではなくて道の予算も伴うわけでありますので、そうした展望が切り開けるかという、その大事な部分がまだ残っておりますから、そのことを考慮に入れてひとつ地域の皆様がたの全体計画の取りまとめを、ぜひともしていただきたいと考えております。

それからアウトドアスポーツ、十勝のですねアウトドアスポーツのネットワークの問題がありました。この十勝アウトドアスポーツのネットワーク機構の人たちの意向といえども、非常に地域が優れた場所であると、これはまだ話の域を出ていないわけですが、そうした民間団体の人たちができれば将来に向かって、あの地域で新しいアウトドアスポーツの事業を展開していきたいと、その際には、登山学校レイク・インも活用しながら、そうした方向を模索していきたいという話が伝わってきております。

いずれそちらのほうも、これから具体的にあのフィールド全体を使って、将来的な事業展開を考えていかれるようでありますので、これは町にとって非常に有り難いことと考えております。

したがって、前段で申し上げました全体の利用計画と併せて、そうした民間団体のそうした事業展開がどこまで見込まれるのかというふうなことも、じゅうぶん視野に入れてこの将来計画をまとめていくことが、一番理想的ではないのかと思っております。

そしてまた、今それにかかわってニュージーランドが先進地であるというお話であります。後ほどの質問の中に職員の研修ということにかかわって、私は必要な研修についてはできるだけ積極的に出していきたいと考えてございます。ただこれが、そうするこ

とがいいのかどうか、今、急な話でもありますので、とりあえず話だけはお承りしておきたいと思っております。

議長（湯浅 亮君） 8番、能登 裕君。

[8 番 能 登 裕 君 登 壇]

8番（能登 裕君）

1. 住宅団地の基本的な考え方について

私は住宅団地の基本的な考え方についてお伺いいたします。新得町では定住化対策として情勢に応じ住宅団地を造成し販売しておりますが、素早く完売する団地もあれば、販売に苦慮する団地もあるのが現状であります。

町が住宅団地を造成し持ち家政策を行った背景には、住民意向調査において、新得町に住む第一の理由として、持ち家があるからと答えた住民がかなりのウエイトを占めたことが、政策の大きな要因の一つになっていると思われま。

しかし、近年の人口減少率また将来の人口減少率を考えると、今まで促進してきた定住化対策としての住宅団地造成から、今後は全国をターゲットにした移住促進型の住宅団地を造成するという、基本的な政策を持つべきであります。調査によりますと都会の人の住みたい所の第1位は北海道であり、2位は長野県であります。非常に自然志向が強く現れておりますが、地方の小さな自治体のうへ、この不況下では仕事もなく難しいのが現実でもあります。

しかし、都会で仕事を定年退職された健康な人の移住なら可能であります。現在計画中の屈足の住宅団地は、高齢者向けの移住促進型住宅団地を建設すべきと考えます。菜園やガーデニングなど、その他、さまざまな移住者のニーズにじゅうぶんこたえられる自然もあり、交通もJRの特急の全停車それに伴い飛行場の利便性など、小さな自治体では考えられないほどの環境があります。

後は高齢移住者の不安材料を解消し、都会の高齢者が目を引く施策、マスコミが飛び付くほどの話題性を持たせ、全国に販売をする。また、さきほどの質問の中にもありましたが、最近、農地法の一部改正により条件付きですが、農地の菜園付き住宅団地転用が可能になりました。これも移住促進型の団地として、話題を呼びそうな状況であります。町長の住宅団地に対する考え方をお伺いいたします。

[8 番 能 登 裕 君 降 壇]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[町 長 斉 藤 敏 雄 君 登 壇]

町長（斉藤敏雄君） 町における今日までの住宅団地の造成につきまして、前段でお答えをしたいと思います。

町では昭和43年から3団地を造成し、また、土地開発公社が10団地、造成区画総数では505区画を造成し分譲を行ってまいりました。そのうち既に販売を完了したものが484区画となっており、現在残りが21区画であります。

従前から団地造成にあたりましては、町内移住を中心に定住促進対策を重点に置き進めてまいったところでございます。内容的には、市街地を中心とした団地。市街中心より若干離れた郊外型の団地。自然志向に向けた大型区画による団地。地域振興対策によ

る格安団地等、それぞれ移住促進並びに町外流出防止につながる、その時代の特色を強く打ち出した団地の分譲販売でありまして、それぞれの目的を達し、また、達しつつあるのではないかと考えております。

今後の分譲団地の在り方につきましては、それぞれの団地内で生活されているかたがたの意見もじゅうぶんに採り入れ、坪数や1団地の戸数も検討し、理想的な団地の造成を計画していきたいと考えております。現在、分譲区画数も少なくなってきたことと合わせて、新たに屈足地区にも団地造成の計画をいたしているところであります。

ただいまのご質問の趣旨も参考にさせていただき、都会の自然志向型あるいはまた町内への移住促進も含めた考え方にたって、売れる団地、喜ばれる団地造成に努めていかなければならないと思っております。

次に、今回取得いたしました屈足旭町の用地につきましては、屈足地区の定住促進を図るためのものと考えております。現在のところ、町といたしましては、身体障害者療護施設の職員住宅のほかに宅地分譲、商業スペースなどを考えておりますが、具体的な活用計画を策定するため、広く町民の皆様のご意見を募っているところであります。

今後の予定といたしましては、これらのご意見を参考にさせていただき、役場内で活用計画の原案を策定していきたいと思っております。

その後、町づくり推進協議会等でのご検討をいただき、その結果をもとにして、また議会側ともご相談をして、最終決定をしていきたいと思っているところであります。能登議員から屈足の団地の活用につきまして、いろいろな視点からの貴重なご提案をいただきましたので、今後、検討を進めるうえでの参考にさせていただきたいと思っております。

[町長 斉藤 敏雄 君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 8番、能登 裕君。

8番(能登 裕君) たぶんそのような答弁しか考えられない、出てこないだろうとは予測はしておりましたが、私はですね基本的にはもうこれからはですね、さきほどからさんざんこう意見の中で出ている。もう定住人口を増やしなさい。定住を促進しなさいと、いろいろな議員から出ているわけですよ。それだけ今、その真剣に考えておられる。ただ、今までのように持ち家があるから住むという状況ではないんですよ。たしかに私もですね、企業が入り若い人が住む。これが一番理想的だと思っています。

しかし今の現状ではですね、ちょっと不可能じゃないかなと、当分の間はですね。だからとりあえず、とりあえずっておかしいですね、高齢者をもう全国から呼ぶと、このぐらいの意気込みを町長に持ってもらいたいわけですよ。もう、よそから呼ぶんだと。そうするにはどういう団地がいいのかと、おのずから現れてくるとは思うんですが、絞られますから。

ただ町長、広報にですね募集、まあいろいろな案を寄せてくださいってということ載せてました。私はですねそれもけっこうですが、もう少し町長がですね信念を持って移住型を造るんだと、人を呼ぶんだという信念があるんでしたらね、移住型の団地を造ろうと思うと、それに意見を寄せてくださいと、それぐらい私はですね、絞って、住民の意見を聞いてもよかったのではないかと。今まであの程度の意見でしたら、道路少し、まあ失礼ですが、どういう意見が出てくるか分からないですけども、広くしなさいとか少し緑を多くしなさいとか、程度の意見でとどまるかもしれない。丸いのはだめだよ、四角いのにしなさい。四角いの丸いほうがいいよとかですね。

思い切った、どうしたら高齢者が呼べるのか、私は高齢者を呼んでもいいと思うんで

す。ただ高齢者、高齢者ってねばかにしちゃならん。あの、屈足の療護施設合わせて、私は団地を合わせて200人ぐらいをですぬめどにしたいなと。ただ200人、1人が100万円消費してくれた人が、2億円おちるわけです2億円。それをどうつかむかっていうの、個人店主の頑張り方、また問題になっている商工会の考え方いろいろ出てくるかもしれませんが、とにかく、ざっと計算しても2億円おちる、2億円。

これすごいですよ。登山学校でどうのこうのと言っていましたけれど、それどころの騒ぎでないわけですから。それほどにやっぱりね経済効果というのはあるはずなんですよ。それでなおかつ、地域の福祉がですね、充実に向けてですね、進んでゆくというメリットもあるわけですから、とりあえず早急に取り組むんであればですね、私は屈足に今造る団地をそういうぐあいにもっていくべきだと、一つ造るとなかなか次、団地っていうのは手に入らない、土地がですね、いろいろ資金的なもの財政的なもの絡んできますから、こうあるんですが。

私はですねやっぱり、まず高齢者を呼ぶんであればですね、あればの話ですよ、これいろいろ検討課題になると思いますが、それは屈足というのは私は非常に向いているのではないのかなと、こう思うんです。温泉はありますし、陶芸とかいろいろなことを楽しめるわけですよ。自然環境、言うことないと思うんです。恐らく、恐らく土地も安く手に入るだろうし、ただどうしてもよそから来るってことになりますと、やっぱり不安材料、特に高齢者になると不安材料っていうのが付きまとうと思うんですよ。それを解消してやる施策をまず考えていかなければ、まずどうしても来るのにちゅうちょするだろうと。

そういう観点からですね、私はやっぱり狭い都会で過ごした人たちですから、やっぱり自然の中でゆったり過ごしてもらおう、きれいなところで環境で過ごしてもらおうと、そうやるんであればですね、まあ団地全体を公園化、町長が申しますように、要するにきれいな公園が団地がいいですよとそういうことなんですが、建築もですね高齢者に適したものをできるだけ促進するような助言なりをしましてね、そういうことをやってみる。

そしてなにが困るか、買い物に困るわけですね、商店が近くに、半ば適当なんですがなかなかそういう具合にいかないだろうから、とにかく近くに物が買えるところがある。さきほど申しましたけれど、野菜を作ったりガーデニングをしたりと、ものすごい今ブームであこがれでもあります。そういうものを土地を確保してやるとかですね、一番の問題がケアなんですよ、ケア。なんかあったときの、対処する、対処できる体制を作れないかと。私はケアハウスっていうのが適当だと思うんですが、財政的なもの考えますと、あまりお金のかからないグループホームなど、集会場を建てるんならですねグループホームなどして、常時24時間介護の専門家が置けるぐらいのものを造ってやると、そのぐらいをしましてね人を呼ぶ。

そして難しいかもしれませんが、可能な限り検討して、特に土地のほうに関してはですね高齢者ですから長くいるかたもいます。不幸にして短い期間で終わってしまうかたもいます。あそこのゴーストタウン化。なにも施策を講じなければゴーストタウン化をする可能性もあります。高齢者入れる場合はですね、そのときにはせめて土地だけでもですね買い戻し。買い戻しっていうのも、考えてみるべきだと。

そして常に流動的に人を入れる施策を講じながらですね、これから人を増やす。人を増やすという観点のもとでですね団地を造っていく。これはこういう団地であればです

ね、イコール定住型の住民が今まで住んでいた定住型の団地にしても、よりグレードが高いものになるはずなんです。だからちょっと観点を変えましてね、実際あるんです。最上町というところ、今度行くんですが、そこにはこの施設の周辺に住宅を80戸、先行取得してやったと、これ実際あるわけです。

福祉というのはですね、これからは人を呼ぶ一大事業かもしれませんので、その辺、認識したうえで団地造成の在り方っていうものを考えてもらいたい。こういうことであります。よろしく。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） 定住促進と言いましょか、人口減少に歯止めをかける策としてさきほどらいから、藤井議員そしてまた金沢議員、そして引き続いて能登議員、3人の議員さんが期せずして同じ視点での、中身やニュアンスが違うにしても、ご質問をいただいております、今までの答弁の中でも基本的なことは申し上げたつもりであります。

それはもっと、そうしたいろいろなこの視点の考え方というものを、もっとこの総合的に検討を加えてですね、定住促進というものを今後どう図っていくかというものを、私ども役場の組織の中にもプロジェクト化をしながら検討したいと、このように今考えているところであります。

そのためには、それぞれの議員さんがたからご質問あるいはご意見があったことは、非常に参考になることばかりでありまして、そうしたことをも網羅しながら本町のあるべき将来の定住促進のための策というものを、もっと深めてまいりたいと基本的にそう思っております。

話は少しずれますけど、過般のNHKのドキュメントの中に定年帰農というのがございました。年間、リタイアをした人が6万人もの多くの人たちが、今、能登議員がお話しあったような自然環境の豊かなところ、自分の都会でのごみごみした生活から脱出をして、必ずしもその子どもさんのところに行くのではなくて、新たな第3の場所に行って新天地開拓をというふうな番組を見ましたし、また、最近もどっか和歌山の三ヶ日町がそちらのほうに集団で行って、お互いケアをしながら余生を送っていこうじゃないかという、新しい動きも出てきていると。たいへん参考になる事例がたくさんあるわけあります。あるいはまた、近場のところでは鹿追にある西上農事組合的な在り方、あるいはまた、道内では栗沢町にある、農と若干の居住を組み合わせた在り方、いろいろなパターンがあるわけあります。そうした優れた先進の事例から私たちがなにを学んで、新しい情報発信をしてゆくかってことが、極めて大事だと思っております。

ただいま、お話しになっております屈足の南側の地域の団地につきましては、当面の地域における活性化策の一助として考えているわけでありまして、私はそれとは別にですね、もっと総合的な在り方というものを模索していく必要があるのではないかと、それもそのあるワンパターンの中にはめるのではなくて、今そうした移住されるかたがたのニーズってのは、非常に多様化していると考えております。

したがってそういう多様化しているニーズの受け皿になれるような、そういう定住促進っていうのも、これからは大事でないかと思っております。例えばでありますけれども、しらかば台団地からですね試験場にいたる林の中に、今、正にこの集団で移転をしてくる人たちが当初5戸と聞いておったんですが、最終的には7戸建つと。ああいう場所も、これまた高いニーズあるようでありますし、そうしたいろいろなことを考えて、将来の

総合的な在り方ぜひとも検討してそれを実現するですね、一步を踏み出してゆく必要があるのではないかと。当面、屈足のあの地域につきましては当面の対策と、このようにご理解をいただきたいと思っております。

したがって高齢者のため、あるいはまた、そういう農的な暮らしをするとかですね、いろんなニーズに合う在り方が、さきほどありました優良田園住宅建設の法律の関連もございまして、いろいろもろもろを総合的に検討していきたいと。

また新得の市街地にも、今申し上げましたしらかば台団地も、かなり売れてきておりますので、次なる団地をどうするかという問題もございまして、また、屈足地域も非常に新得の町から見ると非常に気候的にも温暖でありますし、なによりも地価が極めて安いというふうなことから考えた場合に、非常にこの将来的なそういう定年帰農的な、あるいは農業とのリンクの中で考えた場合には、私も適地と考えております。

そうしたことで、もうちょっと総合的に中身を深めていく必要があるなど、そのうえで造る以上はやっぱり売れていく、そしてまた喜んで移転居住していただく、そういうふうな団地造りに努力をしていきたいとそう思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（湯浅 亮君） 8番、能登 裕君。

8番（能登 裕君） これから大いに議論をしてやってもらいたいと思います。ただですね、私、町長を褒めるわけでないんです。非常に、町長が今までやってきた施策というのは、非常に私はタイミングが良かったと思うんですよ。ごみ焼却場にしてもですね、計良さんにしてもですね、これすごくタイミングが良かったんです。よその町村ではちょっとうらやましがらぐらいの、やっぱり畜産試験場もそうです、営林署にしても保健所にしてもたしかに国の流れで縮小され、また廃止ってことありますけれども、それを差し引いたとしても、私は非常にうらやましいなと。なぜか、この療護施設もそうです。タイミングがよかったわけですね。これゴロゴロゴロゴロしていたら、よその町村に持っていかれたかもしれない。これは町長一番ご存じだ。

それと後、町長がじっくり考えてみる、これも一つの方法です。私はですね、町長、波に乗ったですね施策、私はこれ乗るべきだと思うんですよ。療護施設のそばにですねそういうものがあるっていうのは、ものすごく魅力なんです、魅力なんです。その魅力、そのタイミングをですね、今まで良かったタイミングをですね、ずらすこともないと思うんですよ。そうですよ、町長思いませんか、うまくこといつてるんですよ。やっぱりそれはね、町長タイミングが良かったですね、悪く言えば運が良かった。ただそれだけかもしれないけどね。

でもそれはですね、重要なことだと思うんです。ものを行政を担っていくとは、そのタイミングというのは、これからは非常に大事なもん。これレディースファームもそうです、あれ遅れてあれを参考にしてチョコチョコチョコチョコ同じような施設が出来た。これ一番初めて出来たということで、マスコミに載ってずっと行くわけですね。

このタイミングというのはですね、論理には反するかもしれませんがね、これから私は大事だと思うんですよ。あの施設を生かす、生かすのはいつか。それはやっぱりこれからですね。町長もう少し積極的にですね、これはもう私はやってもらいたい、そう思うんです。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） 意外なところで褒められたのかどうか分かりませんが、実

はさきほど、私が総体的な将来の在り方ということについて見解を申し述べたわけですが、それは実は私もここ1、2年ほど前から内部的にですね課題を提起して、今やっと動きかかりつつあるところであります。

特別タイミングを計ってやったわけではないわけですが、やはりこれからの時代というのは、そうした受け皿づくりをしていくことが極めてたいせつではないかということで、これが町内のですね横断的に将来の在り方をなるべく早く、一つの結論なり具体的な動きが出るように進めていきたいなど、少しでも早くそれが方向が見いだせるように、私も求めているわけですが、なかなかそれぞれの立場で本来業務を抱えながらの話でありますから、ちょっと職員に無理をかけている面もあるかと思っております。

しかし、さきほどから大きな議論を呼んでおりますように、そういう定住促進というのはほんとうに町の将来の発展の足がかりを作るうえにおいても、今一番たいせつなことと、全職員に対しても他の施策に優先して、これは取り組むべきだというお話しもしてございまして、ぜひそうした各議員さんがたの願いが一步でも二歩でも、もちろん私の願いでもありますし、前に進むように努力をしたいとそのように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 2時半まで、休憩いたします。

（宣告 14時13分）

議長（湯浅 亮君） 休憩を解き、再開いたします。

（宣告 14時29分）

議長（湯浅 亮君） 3番、松尾為男君。

[3 番 松 尾 為 男 君 登 壇]

3番（松尾為男君）

1．交通事故防止対策について

私は交通事故防止対策についてお伺いいたします。

交通事故防止につきましては町を挙げて、また、更には関係する諸団体が、種々の取り組みを行っております。みんな無事故継続をだれもが願っているわけではありますが、願いどおりにならない状況であります。先日も国道におきまして、町道・国道の交差で事故発生という残念な実情がありました。

そこで事故防止は精神面の教育のみでなく、施設面でのホロー対策に気を配る必要があると思います。町内では国道と町道、それから道道と町道、それから町道と町道のそれぞれの交差部の危険箇所の点検と対策を行う必要があると思います。既に恒常的に行っていることも承知をしておりますけれども、更に継続し対策をたてていただきたいと思っております。当面、整備されまして幅員も大幅に拡大され開通する南新得1号道路、この道路と国道の接点箇所の施設面の整備が必要だと思っております。

今までも道路は狭かったんでありますけれども、国道から1号道路に入るとき、更に

は1号道路から国道に出るときなどにもたいへん危険な状況がありました。今度は幅員が大きくなりまして、交通量も増加すると思います。

したがって国道に警戒標識を、建植をぜひとも実施していただくようにですね、開発建設部と協議して取り組んでいただきたいと思います。このことについても、町長のお考えをお伺いいたします。

[3 番 松 尾 為 男 君 降 壇]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[町 長 斉 藤 敏 雄 君 登 壇]

町長（斉藤敏雄君） 交通事故防止対策につきましては、町民の皆様をはじめ関係機関の努力によりまして、交通事故死ゼロの日が517日を数えておりましたが、お話しありましたように、9月6日死亡事故が発生してしまいましたことは、誠に残念であります。

最近の事故の要因は、やはりスピードの出し過ぎや前方不注意、そして居眠り運転などの、車を運転するうえにおける基本ルールの欠如に起因しているようであります。一人ひとりの安全運転が交通事故の最大の防御でありまして、今後とも町民ぐるみで交通安全運動を、新たな気持ちで積極的に取り組んでいきたいと考えております。

さて、ご指摘ございました施設面での交通事故防止策につきましては、交通安全担当者と道路管理者が連携いたしまして、交差点やカーブなどの危険箇所の点検と併せて、定期的にパトロールを実施いたしているところでございます。町道はもとより国道や道道につきましても危険箇所の把握に努め、新得町交通安全対策会議や除雪対策会議の中で協議をし、必要なものにつきましては、それぞれ関係機関に要請を行っているところでございます。

更に、本年発足いたしました、生活安全条例に基づく生活安全推進協議会による危険箇所の調査点検も実施したところであります。

こうしたことから、道道関係では帯広新得線の屈足市街入口となっている屈足坂の交差点を拡幅し、左折車線を新設いたします局部改良工事が、本年10月に着工される予定となっており、危険箇所の解消に取り組んでいただくことになりました。

そのほか、危険箇所の交差点やカーブに照明灯やミラーの新設と、道路改良工事に併せて各種標識の設置を行っているところでございます。ただいま、ご指摘ございました南新得1号道路関係につきましても、改良工事に併せて国道側に「交差点あり」の標識の設置を帯広開発建設部に要請いたしていたところ、工事の完成に併せて設置していただける見通しであります。今後におきましても随時パトロールを実施いたしまして、危険箇所はそれぞれ関係機関に要請を行い、交通安全対策によりいっそう万全を期して、まいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

[町 長 斉 藤 敏 雄 君 降 壇]

議長（湯浅 亮君） 3番、松尾為男君。

3番（松尾為男君） 融合道路の対策につきましては、前向きなそして前進ある回答をいただきました。あそこは継続して工事やっておりますから12月いっぱいまでは交通止めっていうことになっていきますけれども、早めにですねその開通に間に合うようにですね、冬期になってからでは遅いと思いますから、早期に、開通に間に合うように警戒標識などを立てていただきたいと思います、このように思っております。

あそこは、今までもですね北進する場合は町内のかたは知っているんでしょうけれど

も、この間の事故のように、町外の人たちは道路があるということ知りません。したがって北進する場合はですね、そしてあそこへ北進して1号に入るときには、追突のおそれですねいつもあります。

それから南進するときにはですね、これまた、今あんまりだんだんこう少なくなってきたんですけど、例えば左側のウインカーをあげると追い越してもいいですよという合図になるんですけども、もとはですね右側のウインカーあげても追い越してもいいですよという合図があったんですね。正式ではないんですけども、ドライバー同士の合図だったんですね。

ところが南進して右折しようと思ったときにですね、追越しをかけるんですね、後ろから来て。そういう場面に何回も遭遇しておりますから、国道に抜けるとこの警戒標識、これきちっと立ててもらえるようにですね、町自体の決定はできませんけれども、建設部にじゅうぶんお願いしてですね、立てていただきたいとこのように思っております。

それから町の市街地の中もですねスクールゾーンがありますけれども、通学時などですね、指導員のかたいろいろと苦労なさって指導しておりますけれども、これも道路標識がですねできればしていただきたい。たまたま南2丁目通がですねかなり道路が良くなりましたんで、けっこうですね暴走族っていうんですか、これがですねかなりのスピードで走るような状況になってきておりますから、そういった面も含めてですねスクールゾーンの道路標示もできれば、いっぺんにできないでしょうけれどもやっていただきたいと思えます。

それから、市街地内でのですねいったん停止標識もありますが、かなりですねいったん停止をしないことが多いのが見受けられております。いろいろ町広報などで啓もうしておりますけれども、かなりのあわやという事故ですね再三出くわす。これらについてもですね、道路標示で止まれの道路標示をですねしていただければ、なおけっこうだなと思っております。

それから、これまたあの、前にも町広報で1回だけですね、お知らせあったんですけども。新得寺の前のいったん停止。このアンダーパスから上がってくる人たちはですね、停止してくれているもんだと思って上がるんですけども、まあ、いかんせん上からはですね、なかなか見えない部分ありますので、いったん停止をしないで一停の交差点の中でお互いに止まるという事態が、いつも起きているというようなことありますから、こういった面もですね、あそこもりっぱないったん停止の標識あるんですけども、道路標示も併せてやっていただきたいなど。できれば広報でですね、再度啓もうしていただきたい。このように思っております。その点についてもお伺いしたいと思えます。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） 交通安全対策につきましては、前段で申し上げましたように、まずやっぱり私は、基本は運転者あるいは歩行者の交通マナーの順守というものが極めて大事で、これが基本だと考えております。そのうえに立って道路標識、その他の設備等についても万全を期していくことが、極めて大事だと思っております。

今、具体的に何点かのご提案がございました。今お話をお聞きしてまして、1号道路の問題につきましては現場の状況に合わせて、さきほど申し上げたような標識の設置を考えておりますので、見やすい場所でそしてその効果が上がるような標識の設置になるようにしていきたいと思っております。

また、スクールゾーンにつきましては私もあんまり専門的に詳しく分からないんです

けれども、任意に設置することができるようでありますので、そうした観点からスクールゾーンが、そうしたドライバーのかたがたに明確に分かるような保護策と言いましょ
うか、そういうような観点で、必要なところには整備をすることが可能ではないかと考
えております。

そのほか、今ご指摘ありました、一時停止の場所等での危険が常に付きまとうような
場所もあるようでありますので、そうしたところはさきほど申し上げました、安全パト
ロールをじゅうぶん実施をしてですね、改める必要があるのかどうか、あるいは古くな
ってれば新しいものに取り替える必要があるのかどうか、現地調査をしたうえで安全
策を講じてまいりたいと考えております。

議長（湯浅 亮君） 3番、松尾為男君。

3番（松尾為男君） さきほど、1回で申し上げなかったんですけれども、あのです
ねモータースクールの厚意で、いつもですね冬道安全運転だとか、講習ですねやってい
るんですね。この前はちょうど新車が入るということで、前段で急ブレーキのですね、
古い車のほうで急ブレーキのブレーキ効果というのですか、これもなかなか自分の車で
はできないことなんですけれども、ちょうど新車と入れ替えるということで、それも講習や
っていたきました。

これは町のほうにもですね、案内あると思うんですけれども、冬道にしてもですね、
それからいろいろなこの講習やってくれてですね、ところが顔ぶれはいつも同じなん
ですよ、行く人が。私は2人ぐらい連れていくんですけれども、私は安全運転管理者の立
場で同行するんですけれども、だいたい同じ顔ぶれなんです毎年、毎回。こちら辺も
ですね、もう少しさきほど町長さん言うように、やっぱり運転する人のマナーの問題なん
だけれども、その取り組んでくれるほうのマナーもですね、なんとかですね安全運転協
議会もありますから、その中でね、皆さんに指導というのかお願いというのかですね、
もう少し皆がですね、3回あれば3回が違う人が行ってですね、講習受けるようなこと
をですね、なんとかしてもらえないかなと、このように思っております。

ですから、せっかくのですね、モータースクールのご厚意なんですけれども、なんか
最近はおそこの人も感じているようです。交通係長さんも、なんか「あ」っていつも言
いますよね、同じ顔ぶれですから。ですからそういった面もですね、なんらかのかたち
で全体に広がるようにしていただきたいなと、このように思っております。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） 一般論として申し上げますと、交通安全運動というのは私は極
めて地味な仕事だと考えております。いろいろな策を講じて交通安全運動を展開するわ
けですけど、その結果がどこまで効果が上がったか、その測定をすることは極めて難し
いと思っております。

しかし、交通安全意識の啓発というのは、私は常にしていかなければならないことと
考えているところであります。そこで、特に冬道は本州付近から移住されてきた人にと
っては、ある意味では初めての冬道の経験というふうなことで、できるだけ呼びかけて
実行をいたすようにしているわけであります。

特にレディースファームスクールの研修生なんかは、ほとんど集団であそこに出向い
て練習をさせていただいております。初めてそうした経験をするわけでありますので、
非常に研修の効果あるいは冬道の怖さというものが分かったということで、理解を深め
ていただいております。

ぜひ、そうしたせっかくの機会、できるだけ多くのかたがたが改めてその危険を体感する、そういう訓練というのが必要だと思っております。路上では決して経験のできない問題でありますので、そうした取り組みこれからも力を入れていきたいと思っておりますし、また、特に近年は高齢者の再教育ということで、これもモータースクールの協力をいただきながら取り進めているところでありまして、全体的にそうした危険をあらかじめ排除するという意味を含めて、今後ともそうした取り組みに、いっそう力を入れていかなければならないと考えております。

議長（湯浅 亮君） 4番、小川弘志君。

[4 番 小 川 弘 志 君 登 壇]

4番（小川弘志君）

1．屈足市街地区公衆トイレの水洗化について

私は屈足市街地の公衆トイレの水洗化など、改善策についてお尋ねしたいと思います。屈足市街の水洗化も順調に進行いたしておりますが、ついでには屈足中央駐車場のトイレはまだ水洗化されておりませんし、特にその造りそのものが時代にそぐわない物でありまして、全面的に建て替えなければならないと存じます。

つい先般、私ここのトイレを利用させていただきました。入ってまず気づいたことは壁いっぱい落書きであります。しかも、非常に個人の名前を明らかにしまして、いつどこでだれがというような、非常に名誉棄損にかかるような、ちょっとも、一步も投げたおけない状態の落書きが壁いっぱいに書いてございました。これは困ったことだと思いました。その私も、管理する立場のものも、これはしっかり管理しないとたいへんだなと、このように感じました。

続いて私は出ようとしたら、内側からドアの取っ手がむしり取られておりまして、しかもロックされた状態になりまして出ていくことができません。それで私も困ったなと思いました。人が近づいてくる気配も全然ありませんでしたし、自動車のかぎなんか出して、こうこじってみたりしましたけれども、全然うまくいきません。それで困ったベンチでも持っていれば良かったなとは思いましたけれども、どうにもなりませんで全然気配ないし困ったなと、こっから助けを求めればだれか来てくれるかなと、そんなことも思いました。

しかしここで大声を出したら、とっさにそのときに思ったことは、なんだ普段大事なところで声も出さん人間が、そんなものがこんなところで、なんちゅう大声出すんだということですね、私の日ごろの不摂生をたしなめられるという気が直感的にいたしました。私はたとえこのまま果てても声は出すまいと決意をいたしました一幕もございました。私はトイレから出るまでの5、6分なんとか開けて出ました、体当たりもしてみました。体当たりぐらいで、だいぶ老朽化しておりますが、それでも壊れませんでした、なんとか指先でひねってるうちに出れました。

私そんなことですね、なにか商工観光課の所管であるということでもございましたので、後日、電話を私は簡単にソフトにいたしました。ところが、早速その日のうちに対応されて、しっかりしてくださいました。非常に私、その辺りっばだと思っております。

しかし私よく聞きますと、このての落書きしょっちゅうで非常に困っている。だけど

消してもどうしても、いたちごっこで非常に困っているんだということでございました。

私、各地をこのごろ歩いてみまして、一番大きく変わったなど、いろいろ変わったものがございますが、各地で公衆トイレが非常に快適なものに造り替えられているということを、まずそういったことに打たれております。

やはりこういう落書きいっぱいできたり、取っ手がむしられたり、こんなことも非常にそういう劣情と言いますか、人間性の問題もあります。そうした気持ちを起こさせるような環境そのものにも、これ原因があるんでないかと、このように感じるもの一人でございます。

そこでこの改善をですねしていただきたい。あれはやはり水洗化なんていうものではなくて全面的に造り替えて、今の時代にそぐうようなものにしてほしいのでございます。

特に屈足はこれから非常に町長さんをはじめといたしまして、皆さん力を入れてくださるという方向でがんばっております。そのやさきにトイレがあんなことではどうにもならないと思います。そして私は非常に拍子の悪かった人間なのかもしれません。しかし、さきほど能登議員の話によりますと、うちの町長は非常にとんとん拍子で、拍子のいいかたであるということでございます。私は拍子の悪い人間でございますけれども、そんなことで、しかもこれからが能登さんの発言の重要なことだと。その拍子のいいうちにどんどん実行してやるべきだという言葉がございました。私も全くこれは、ああいいうこと言ってくれたなど。それをそのまま町長さんをお願いしたいのでございますが、どうかひとつよろしくお願いをいたしたいと思っております。

[4 番 小 川 弘 志 君 降 壇]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[町 長 斉 藤 敏 雄 君 登 壇]

町長（斉藤敏雄君） 小川議員には公共のトイレをご利用いただきまして、たいへん不愉快な思いをさせたことに対しまして、本席より深くおわびを申し上げたいというふうに思っております。

たしかに小川議員ご指摘のとおり、屈足の市街地の中央部に存在する公衆トイレとしては、ただいま、ご指摘のようにいかにも時代にそぐわない状態になっていると考えております。

したがいまして、そうした地域にふさわしい公衆トイレの改築を、できるだけ早いうちに整備をしたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

[町 長 斉 藤 敏 雄 君 降 壇]

議長（湯浅 亮君） 4番、小川弘志君。

4番（小川弘志君） たいへん私のほとんど満足に近いところまでの回答であったように思います。なんとかひとつ、町長のそのとんとん拍子の調子にあやかって、なんとかその、災い転じて福となすという場面を期待しておるものでございます。

つきましては、まだまだ市街地の水洗化が、いま進行中でございまして、だいぶこの進んでおりますが、どうぞひとつ、あそこが中央駐車場が一番老朽化している。さしあたって、あれだけは急いで取り組んでいただきたい。

それから財源もいることでございますので、後、4つ5つ、公園も含めましてございまして、年次計画でも持ちまして、順次手を加えていただきたいものと思っておりますがいかがでしょうか。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） ただいまの屈足の買物駐車場に位置する公衆トイレについては、やはり最優先して改築をすべき場所とっております。したがって、できるだけ早くそうした日ごろのご不便を解消したいとっております。

また、その他の公衆トイレの問題であります。これは新得の市街地にも公衆トイレがそれなりに散在をいたしております。そうした全体的な老朽の度合い、あるいは利用の度合い。そういうようなものを総合的に考えながら、この老朽に耐えないところについては順次年次計画で整備をしてゆくと、こういうことになるかと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（湯浅 亮君） 2番、菊地康雄君。

[2 番 菊 地 康 雄 君 登 壇]

2番（菊地康雄君）

1．職員の自主研修について

突如の火災で席を中断させていただきましたけれども、一般質問だけはぜひしなければならぬと思って、煙に後ろ髪を引かれながら戻ってまいりました。前向きな姿勢をよろしくお願いいたします。

3点について質問させていただきたいと思っております。

まず1点目は、職員の自主研修についてということであり。この職員の研修につきましては、過去に何回か質問提言をさせていただいておりますけれども、特に毎年の議員の道内外の所管調査の企画参加をする中で、ますます思いを強くするところがあり、再度質問をさせていただきたいと思っております。

この議員の道内外の調査の視察で感じることでございますけれども、各自治体の職員のさまざまな企画にかける情熱と、独創性に圧倒されるものが多いわけです。その姿に感動すると同時に、町づくりを担当するより多くの職員の皆さんの研修、特にさまざまな事例にそった自主研修の機会を、可能な限り増やしていただきたいとの気持ちが、この視察に参加するたびに募るところであります。

ぜひ自由度の高い自主研修で職員レベルの向上を図り、自治体間の差別化競争に打ち勝つ土台を強固にさせていただきたいと思うわけですが、町長の前向きな姿勢をお聞かせいただきたいと思っております。

2．分別収集の徹底について

次に分別収集の徹底についてであります。近隣の他町村のごみ処理の苦勞を思うとき、最新の施設により安心して処理を任せられることは、なによりも有り難いことでもあります。しかし話に聞きますと、その陰に予想以上の炉の傷みがあるという現実を耳にするわけですが、その実態をお知らせさせていただきたいと思っております。

今、町民に協力を願っている分別収集の見直し、徹底の必要性はないのかお聞きしたいと思っております。

3．廃屋の処理について

3点目は、廃屋の処理についてであります。全町公園化の号令のもと環境美化・青少年健全育成の面から、廃屋の処理については懸案の事項でありますけれども、特に最近気になることは、高齢化などにより管理者不在の物件については、この廃屋の処理の促

進のうえからも、新たな取り組みの必要性がないかどうかをお聞きしたいと思います。

さきほども、町長のタイミングの問題が言われておりますけれども、私はタイミングというのは自然に来るものではなくて、引き寄せるものだと思っております。常に問題意識を持っているからこそ、タイミング良くさまざまな施策を引き寄せることができると思いますので、前向きの姿勢をよろしく願いいたします。

[2 番 菊 地 康 雄 君 降 壇]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[町 長 斉 藤 敏 雄 君 登 壇]

町長（斉藤敏雄君） 答弁の前に今日は突然の火災でありまして、菊地議員には団員として、早速、消火活動にご尽力いただきましたことに、心から厚くお礼申し上げます。

さて、過去のご質問の中でも何度か質問いただいたところでありまして、その内容についてそのつどお答えしてきたところであります。

現在の職員研修は職務、職制上の研修を中心にいたしまして、そのほかにも接遇あるいは電話対応、物産市などでのお客様に対する対応の実践研修を進めているところであります。

一方、1年間又は2年間の道庁との人事交流、民間との派遣交流、商工会への派遣など、近年幅広く職員に研修の場を与えてきております。

平成8年度からは道庁の幹部職員2人のかたの派遣を受けて、その期間中は町の職員として、また住民の一人として勤務の中でも積極的に仕事を進めていただき、周囲の職員への大きな刺激になっているものと考えております。このことが業務上でも成果が上がっており、生きた研修の一つとも思っております。

今日、自治体間の差別化競争や、今後いっそう進む地方分権時代に対しても、自主研修が必要であることは当然のことでございます。そうした中で、私は本町の職員の研修体制が極端に劣っているとは考えておりません。私自身もできるだけ機会あるごとに、職員に研修の場を与えるようにいたしているところであります。

また、市町村等における優良事例などの職員研修も、できるだけ積極的に今後ともさせていきたいと思っております。

こうした事例は、身近なところにも参考になるものがたくさんあると考えておりますし、また、必要によっては本州府県や海外への研修の機会も作っていきたいと思っております。

要は、職員の意欲的なやる気の発揚をどうするかということが、私は大きな課題でないかと思っております。職員が柔軟に物事を発想できる、やはり職場環境づくりというものを組織的に作っていくことが極めて大事だというふうに思っております。たびたびご質問いただいているそうした職員研修の在り方、今後ともより積極的に取り組んでいきたいと、また、職員にもその理解を求めていきたいと考えているところであります。

次に、分別収集の問題であります。

ごみ処理施設は、昨年9月より運転を開始いたしまして、住民の皆さんがたのご協力をいただき、順調に稼働できているかと考えております。

焼却に伴い発生いたしますダイオキシン濃度は、1.2ナノグラムとなっております。排出基準の10ナノグラムを大きく下回っている結果となっており、良好な状況と判断をいたしております。

この1年間の施設の状況でございますが、搬送機の停止とか、部分的な部品の消耗に

よる故障などで、大きなトラブルは発生いたしておりません。8月末に定期点検整備をしたところ、ほかの同規模の施設と比べましても、特に問題もなく通常の消耗であるとの報告を受けているところであります。1年の定期点検のほか、毎週の点検を行い、そのうち炉につきましては、毎週月曜日に炉内に入り炉壁の灰の除去と、火格子の点検を行っております。特に炉の傷みはないと聞いております。

運転当初は、可燃ごみの中に鉄製等が混入したこともございましたが、最近ではほぼ分別が徹底されてきておるようであります。

しかし、焼却物に多くのビニールが混入いたしますと、火力が増し灰の炉壁への付着が多くなり、耐火レンガの損傷につながるのとあります。また、アルミ缶が混入いたしますと、火格子いわゆるロストルの目詰まりを引き起こし、焼却能力を著しく低下させる原因にもなり、このことに余分な維持管理費を要し、炉の寿命にも影響することにもなりかねません。

今後の施設の維持に大きな費用を要しないよう、また施設の寿命が維持されるよう、そしてダイオキシン排出が少しでも少なくなるために、減量化と分別の徹底をできるだけ図ってまいりたいと考えており、広報や各種会合を利用してその啓発を行っていきたいと思っております。

分別の見直しにつきましては、明年リサイクルセンターの建設を予定しておりますので、平成12年からの稼働に合わせて行いたいと思っております。分別排出や収集方法、また回数などは、今後、廃棄物減量等協議会で検討していただき、体制を整えてまいりたいと思っておりますのでご理解賜りたいと思っております。

次に、廃屋の処理についてお答えいたします。

街の景観形成や青少年の健全育成のうえからも、廃屋の適正管理は重要な課題であると考えております。

昨年、青少年委員連絡協議会が各団体と合同して管理状態について点検を行っており、必要なものにつきましては改善要請をしているところであります。

廃屋は現在、新得・屈足両市街合わせまして130戸ほどとなっております。ここ数年、あまり変動はございませんが、今後の経済の動向や高齢化によりまして増加することが予想されるところであります。景観形成上から、これらに対する具体的な対策を講じなければならない時期にきていると、考えているところであります。

したがって、全町公園化プラン基本構想に沿い廃屋対策の具体化に向けて、先進事例などを参考に検討してまいりたいと考えているところでありますので、ご理解を賜りたいと思っております。

[町長 齊藤敏雄君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 2番、菊地康雄君。

2番(菊地康雄君) 職員の研修についてですけれども、以前の質問からも職務上の研修、それから現場研修というのはこれは仕事をスムーズに遂行するうえで、これは必要不可欠なことだと思っております。

これは今までと同じようにより多くの機会を持ちながら、資質の向上を図っていただきたいと思うわけですけれども、このたびは議員としてさまざまな研修の企画参加をする中で、いかにこの自主的、さきほど言われておりました意欲の高揚のためにと、正にこのひと言に尽きるわけであります。

これを各職員のかた一人ひとりに持っていただくことが、全体のレベルアップには、

正に必要な不可欠なものでありまして、これをいかに一人ひとりのしりをたたいていただくかが町長に課せられている。あるいは私たちにも同じようなことが言えるかもしれません。

その中でいかに自主的に自分で視野を広め、そしてそれを自分のものとして採り入れようとする、そのような予算組みというんでしょうか、この間の決算委員会の中でも旅費についての不用額全部集めれば数百万円になるわけですので、有効利用を図るうえからも、自主研修に何名かの枠はあるでしょうけれども、ぜひ町長の鶴の一声をかけていただきたいと思います。

結果的にそれが、幹部への登竜門として利用するようなことになるかもしれませんが、あるいはそのようなことで意欲が増すかもしれませんが、ぜひ有効なものとして施策の中に採り入れていただきたいと思います。

その研修結果を公表すれということは、私たちがレポートを書くのとは意味が違って、たいへんその研修意欲をそぐことにならんとも限りませんので、そこまでは申しませんけれども、ぜひその研修の内容などを広報等でお知らせいただければ、一人ひとりのやる気にも、それから今後の町のためにもなるような気がするわけですが、いかがでしょうか。

ぜひ、反強制的といった語弊があると思いますが、新しい制度の運用として町長の姿勢に期待したいところであります。

それから分別収集の徹底についてですけれども、今の答弁では私が直接現場のものに聞いた中身とは少し違いますので、どちらが正しいのかわかりませんが、たぶん、炉の搬送機の停止と言うんでしょうか、鉄器、金属器が中に混入しているために、たびたび、停止するという意味かもしれませんが、あるいは新人の職員が多いわけですし、その炉の中にいろいろな物が付着することに対する驚きを表していることかもしれませんが、その辺、今一度、職員のかたに実態を聞いていただきたいと思いますけれども。

もし全体の分別の仕方が現状でいいということであれば、私はむしろ町民のかたにその実態をお知らせして、町民の分別収集にかける意欲の高揚のためにも、町民を褒めていただきたいと思います。

ただその中で少しでも、この鉄器・アルミの混入を防ぐためには、なにが必要なのか、なぜ必要なのかということも併せて、いっしょに広報活動していただければ幸いです。

それから廃屋の処理についてですけれども、130戸あるという数字も驚きなわけですが、当然前向きに処理していかれるという、先進地の事例を参考にしながらというお話もありましたので、ぜひ期待したいと思います。

ただ、その建っている場所がですね、商店街であることもありますし、それから公園のそばであることもあるし、それから離農した農家の中に点在するということもあるんでしょうから、全部が一律ということにはならないかもしれませんが、その実態に合わせて処理するきっかけづくりのための制度というものを、ぜひ設けていただきたいと思います。

当面するのは、もうこの高齢化に伴って管理者が不在になったところ、例えば子孫のかたに声かけるにしても地元にはいらないとか、それから既に施設に入ってしまった、整理するだけのお金がないとか、さまざまな理由ですぐに処理しなければならないものというこの順位付けというのは、おのずと出てくると思いますけれども、当面そ

の部分からでも制度化していただければ、たいへん有り難いことだなと思います。

特に全体の中で、今問題になっている商店街のシャッターの閉めたところ、あるいはもうつぶさないといけないところの処理をどうするかという問題についても、前向きに具体的な制度を早急に示していただくことが、商店街の活性化にもつながっていくはずですので、そのことが1点。

それから公園のそばにも、大きな建物であれば当然団体の建物、それから個人企業の建物等あるとは思いますが、どのようにしてその処理をしていくべきなのかを一つずつ、その所有者と煮詰めてゆく必要があると思うわけです。それぞれにその条件にあったような処理の仕方を、ぜひ早急に検討していただきたく思うわけですが、いかがでしょうか。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） お答えをいたします。

職員研修の問題、非常にたいせつな問題であり、また難しい問題だとも考えております。私はこの問題を考えるときに、職員一人ひとりが機械的な事務的なですね、自分の職務だけの範ちゅうの仕事の仕方ではなくて、やはりその町の将来を考えた政策的な意識を持って、仕事に取り組んでいくということが極めて大事なことだと考えております。

特にこれからは地方分権が進んで、従前のこの金太郎あめのような行政の在り方というのは、根本から見直しされてくるだろうと私は考えております。ある意味では、知恵の出どころで差別化されていくと、そういう時代を迎えていくと考えております。

それはひとえに、国の財政が非常に厳しい状況になったことに端を発して、地方財政にもその国の財政状況がまともに影響を与えてくるということから考えても、これからやっぱり知恵の勝負になっていくのではないかと、そう思っております。

そういう点からいきますと、さきほどらい定住促進についての3人の議員さんのかたがたから、それぞれ極めて大事なご質問をいただきました。正にそういうことにですね、職員を挙げて取り組んでいくんだと、これそのものは、私は職員研修と言いましょか、そういうことにつながっていくのではないかと、そのための優良事例というのは道内外にたくさん散在しているわけですから、そういうようなものを深く吸収をしてですね、その中からそのヒントを得てうちの町としての在り方を模索していくと、これがこれからの時代に求められる職員像ではないかと、そう思っております。

そういうふうな観点から、できるだけ私ども管理者の立場としても、よりその今日的な、あるいはその時点時点にある町の課題というものを職員に投げかけてですね、やっぱり問題意識を持たすと。そこから必要な知識を吸収させるですね、方策を講じていくことがたいせつかなとそのように考えております。

私も月に2回、職員に朝礼の中でいろいろその時点時点で置かれている課題について、全職員に行きわたるように訓示をいたしております。したがって、そうした意識づけというか、その啓発と言いましょか、そういうことに取り組んでいるところでありまして、ぜひ、そうしたかたちにはまった研修でなくて、やはり町の置かれている政策課題に皆が知恵を出せるような、そういう方策、方向をぜひ目指していきたいというふうに思っているところでございます。

それからごみ処理場の件については、ちょっと技術的なことは私も深く承知をいたしておりますが、ご質問にございましたので炉がそういうふうなかたちで傷んでいるかどうかの確認をしたわけでありまして、現段階ではそういう状況にないとお伺いをして

おります。

そういったしますとその搬送機の若干のトラブルがあったのかもしれませんが。職員も技術的にどういう位置にあるかということも、私、気になって確認いたしておりますけれども、もう稼働して1年を今経過しようとしています。その間にメーカー側のいろんな指導をいただきまして、ほぼ一人前として独立できるところまでの技術の取得ができていて、知識も深まっているというふうに聞いておりますので、そうした面での課題はないんじゃないかと思っております。

それから分別収集が現状でいいのかということでもあります。これはさきほど答弁申し上げましたのは、当初の状態から見て非常に良くなってきていますよということですが、まだまだやはりですね、そういうアルミ缶が混入していたり、あるいはビニール類が混入していたりという事例があるようでもあります。

そのことをやはり、具体的に今どういう状態までできて、後どの部分だけ住民の皆様がたに分別のための努力をしていただければいいかという、その努力目標というものをですね、やはり広報等通じて明らかにして協力を呼びかけていくと、このことが大切でないかと思っております。

それから廃屋の問題であります。ご指摘ありますように、全町公園化プランとの絡みの問題も含めて、また、この問題かねてよりの課題でありますので、そうした面からいくと、タイミング的にはもう手を付けていかなければならない時期に来ているのかなと思っております。

ただ総体の廃屋が130戸という状態でありまして、それに付随する物置その他の物もきつとあるんでしょうから、極めて大がかりな仕事になっていくなと思っております。既にご承知のとおり十勝管内では、というよりも全道に先駆けて陸別町がこれに取り組みだして、たいへん全道的な反響を呼んでいるのかと思っております。そうした事例も出ておりますし、できるだけ早い時期から一定の基準づくりをしてですね、モデル的にと言いましょうか、テスト的にと申しましょうか、そういうかたちでやっぱりスタートさせていかないと、いつまでたっても解決がしていかないのかなと思っております。

ただこれは、将来的にも大きな財政負担にもなっていくということも考慮しながら、どの程度までの基準でそうした制度が、それぞれ関係者に理解をされ、受け入れられてですね、廃屋が解消されていくようになるのか、それはやっぱりその奨励策の中身との兼ね合いもきつとあるのだらうと思っております。そうしたことをもう少し詰めていきたいと、できれば新年度あたりから取り組めるようなふうになればいいなと思っておりますが、中身と財政の展望っていうものをよく考えながら、できるだけ早くそのきっかけづくりをしていきたいと思っております。

それから新得の街もそうですし、屈足の街もそうですがやはりメインストリート商店街が、シャッターが降りたままというのがけっこう見受けられる状態であります。これは市街地を形成するうえからも、あるいは商店街の活性化を図るうえから見てもですね、極めてそのことがマイナスに作用するものと心を痛めております。

たしか管内の町村でその再活用について一定の橋渡しをしたり、若干の奨励策を講じてという施策をとっているところがあるようでもあります。それがどの程度の効果が現れているのかということあるわけですけど、非常にこれも難しい問題。今このご時世でございますので、あるような気がいたしますけれども、なんとかそうしたものが一つでも二つでも、いい方向に解決していけば非常に理想的だと思っております。

今、具体的にそれに対する施策、なにがどんなことが考えられるかっていうものを、具体的には持ち合わせておりませんが、大きな課題の一つとして検討させていただきたいと思っております。

議長（湯浅 亮君） 2番、菊地康雄君。

2番（菊地康雄君） それぞれに前向きなご答弁ですので、ぜひ、それに期待したいわけですが、例えばより取り組みやすい方法の一つとして、今は議員のその視察の中では一人しか各班担当の課長、係長認められていませんけれども、ぜひ、その枠を広めることで、少しでもその研修の機会を増やす一助になるような気もしておりますので、その辺から取り組みをすればいいのかなという気がします。

議員のほうで、ついてきてはだめだというのであればまた別ですが、それはそれでまた皆さんにぜひお話し申し上げたいと思っておりますので、前向きに取り組んでいただきたいと思っております。

それから廃屋の処理なんですけれども、例えば具体的な制度にのせていこうとするのには、まだまだ時間がかかるのではないかなという気がするわけです。その中ででもですね、特に目立つ所であれば、130戸もあるわけですから、目立つ所であれば以前からその処理の問題が出ているのに町長はやる気がないのかという話、出ていないわけでもありません。

結果的に個人的になんらかの方法で壊したという話しも聞いておりますし、壊せる状態であればそれでいいんですけれども、いろいろな問題抱えながらのそういうお話しも聞きますので、ぜひ、見えるところだけということは申しませんが、一つひとつの事例に即したかたちで考えていっていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） 職員研修の件でありまして、私さきほどお答えしたのはちょっときつい話かもしれませんが、やはり職員の意識改革というものを、そうしたかたちでやっぱり求めていかなければならない時代背景であるということ、ひとつご理解賜りたいと思っております。

そのうえで議員の皆様がたの視察の中に、新たにもう1名を加えて研修に出すことは、それはまたケースに応じて考えていってはいいいんではないかと思うところであります。

それからまた2点目の廃屋の問題であります。廃屋の処分というのは、やはりその地権者と言いましょか、所有者と言いましょか、その人がたが本来的にやっぱり廃屋は処理しなければならんわけでありまして、それを基本的に行政に求めるっていうのは、私は適当なこと、そういう意見があるとすればですね、それは果たして適当なことかどうかちょっと実は疑問があるわけでありまして。町が壊すとか、町が金を出すとかってことになると、自分で壊さないでそれを待ってということも考えられると思うんですね。ですからこれは、あまりいいやり方ではないと基本的には思っております。やはり所有者というか、その人たちが自分の責任において廃屋を処理するのが大原則であると思っております。

しかし、今おかれている現状がございまして、それを奨励的に特別な施策としてですね、どうするかということで私は申し上げたわけでありまして、全道的に見たって廃屋処理に金を出している町、陸別以外にないわけですね。そうした大原則っていうものを理解していただきませんか、町長やる気があるのか、ないのかっていうのが、いい

議論なのかですね、いや町で壊してくれるんならそんなもん置いておけということであ
ってもいけないと思うんですね。

ですから原則は原則としておさえながら、これはやっぱり一方的な行政サービスとし
てやることであるっていう理解にたたないとですね、その結果を行政の責任ということ
であれば、それは発想が果たして妥当かどうか、これは全く私の私見でありますけれど
も、そのように思っております。

しかしなんとかですね、そういう方向を目指していきたいということで、さきほど申
し上げたつもりでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（湯浅 亮君） これにて一般質問を終結いたします。

休 会 の 議 決

議長（湯浅 亮君） お諮りいたします。

議案調査のため、9月19日から9月20日までの2日間、休会することにいたした
いと思います。

これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます

よって、9月19日から9月20日までの2日間、休会することに決しました。

散 会 の 宣 告

議長（湯浅 亮君） 以上をもって本日の日程は終了いたします。本日はこれをもっ
て散会いたします。

（宣告 15時31分）

第 3 日

平成10年第3回
新得町議会定例会（第3号）

平成10年9月21日（月曜日）午後1時開会

○議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
		諸般の報告（第3号）
		町長の行政報告
1	認 定 第 1 号	平成9年度新得町各会計歳入歳出決算認定について
2	認 定 第 2 号	平成9年度新得町水道事業会計決算認定について
3	議案第53号	収入役の選任同意について
4	議案第54号	教育委員会委員の任命同意について
5	議案第55号	平成10年度新得町一般会計補正予算
6	意見案第5号	審査結果について
7	意見案第6号	審査結果について
追加日程 1	意見案第7号	道路特定財源等に関する意見書

会議に付した事件

諸般の報告（第3号）

町長の行政報告

認 定 第 1 号 平成9年度新得町各会計歳入歳出決算認定について

認 定 第 2 号 平成9年度新得町水道事業会計決算認定について

議案第53号 収入役の選任同意について

議案第54号 教育委員会委員の任命同意について

議案第55号 平成10年度新得町一般会計補正予算

意見案第5号 審査結果について

意見案第6号 審査結果について

追加日程

意見案第7号 道路特定財源等に関する意見書

○出席議員（18人）

1 番 吉 川 幸 一 君	2 番 菊 地 康 雄 君
3 番 松 尾 為 男 君	4 番 小 川 弘 志 君
5 番 武 田 武 孝 君	6 番 広 山 麗 子 君
8 番 能 登 裕 君	9 番 川 見 久 雄 君
10 番 福 原 信 博 君	11 番 渡 邊 雅 文 君
12 番 藤 井 友 幸 君	13 番 千 葉 正 博 君
14 番 宗 像 一 君	15 番 竹 浦 隆 君
17 番 森 清 君	18 番 金 沢 静 雄 君
19 番 黒 沢 誠 君	20 番 湯 浅 亮 君

○欠席議員（１名）

7 番 石 本 洋 君

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	齊 藤 敏 雄 君
教 育 委 員 会 委 員 長	長	高 久 教 雄 君
監 査 委 員	長	吉 岡 正 君

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助 役	長	鈴 木 政 輝 君
収 入 役	長	川 久 保 功 君
総 務 課	長	清 水 輝 男 君
企 画 調 整 課	長	長 尾 正 君
税 務 課	長	小 森 俊 雄 君
住 民 生 活 課	長	西 浦 茂 君
保 健 福 祉 課	長	佐 々 木 裕 二 君
建 設 課	長	村 中 隆 雄 君
農 林 課	長	齊 藤 正 明 君
水 道 課	長	常 松 敏 昭 君
商 工 観 光 課	長	貴 戸 延 之 君
児 童 保 育 課	長	富 田 秋 彦 君
屈 足 支 所	長	高 橋 昭 吾 君
庶 務 係	長	武 田 芳 秋 君
財 政 係	長	阿 部 敏 博 君

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教 育 長	長	阿 部 靖 博 君
学 校 教 育 課	長	秋 山 秀 敏 君
社 会 教 育 課	長	赤 木 英 俊 君

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事 務 局 長	長	長 尾 直 昭 君
---------	---	-----------

○職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	長	佐 藤 隆 明 君
書 記	長	桑 野 恒 雄 君

開議の宣告

議長（湯浅 亮君） 本日の欠席届け出議員は、石本 洋君であります。

ただいまから、本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布したとおりであります。

（宣告 13時02分）

諸般の報告（第3号）

議長（湯浅 亮君） 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

別紙お手もとに配布したとおりでありますので、ご了承願います。

行政報告

議長（湯浅 亮君） 次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。町長、斉藤敏雄君。

〔町長 斉藤敏雄君 登壇〕

町長（斉藤敏雄君） 第3回定例議会招集日以後に、報告すべき事項が発生をいたしましたので行政報告をいたします。

まず9月9日には、新得町の行政区域の面積が最終的に確定をいたしましたので、この件につきまして行政報告をいたします。昭和31年に新得町と鹿追町の町界につきまして、既に確定していたわけではありますが、昭和48年にいたりまして帯広営林支局長より国有林の経営管理上行政区界については、分水嶺が正当ではないかという疑義が出されまして、以後、境界未確定箇所として取り扱われ、今日にいたっているわけであります。その後、両町協議の結果、平成5年7月にビシカチナイ山南部の分水嶺を境界とすることで、確認書に調印をいたしましたところであります。その後、境界未定となりました事情、経過につきましてはその時点で議員協議会において説明を行い、ご理解を賜ってきたところであります。

平成6年2月に測量を実施いたしまして、境界未定にかかる訂正申請を提出し、昨年10月1日に確定され、先日、本町へ建設省国土地理院北海道地方測量部長より境界確定による面積が、1,064.01平方キロメートルとの結果が通知されました。今回の確定面積は、従前と比較いたしますと3.37平方キロメートル減少となりまして、地方交付税につきましては、平成11年度から影響があると思われるところであります。

次に、9月16日には台風5号による被害が発生をいたしました。既にご承知のとおり、この超大型で並みの強さの台風5号は16日北海道南海上を通り、釧路市に再上陸し道東方面を中心に大きな被害が出たところであります。本町におきましては16日の降り始めから、雨量は新得市街地で95ミリとなっております。被害につきましては屈足25号付近などの倒木被害が4か所、営林署管轄でありますヌプントムラウシ温泉へ通じるヌプントウラウシ併用林道で道路の決壊1か所、秘奥の滝遊歩道で土砂崩れがおきまして、営林署で復旧作業進めておりますが、開通のめどは現在のところたってお

りません。町といたしましても早急に復旧していただくよう、新得営林署に働きかけいたしているところであります。

また農業被害であります。強風により収穫直前でありましたサイレージ用とうもろこしやそばの完全倒伏の被害が出まして、被害面積全体では527.7ヘクタールになっております。この被害額につきましては、概算で1,785万9千円と推計いたしているところであります。以上でございます。

[町長 斉藤敏雄君 降壇]

日程第1 認定第1号 平成9年度新得町各会計歳入歳出決算認定について
議長(湯浅 亮君) 日程第1、認定第1号、平成9年度新得町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件について決算特別委員会の審査報告書は別紙配布のとおりであります。

議長(湯浅 亮君) これより採決いたします。

本件に関する委員長の報告は認定議決であります。

本件は委員会審査報告書のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

議長(湯浅 亮君) 挙手多数であります。

よって平成9年度新得町各会計歳入歳出決算について、これを認定することに決しました。

日程第2 認定第2号 平成9年度新得町水道事業会計決算認定について
議長(湯浅 亮君) 日程第2、認定第2号、平成9年度新得町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本件に関する決算特別委員会の審査報告書は別紙配布のとおりであります。

議長(湯浅 亮君) これより採決いたします。

本件に関する委員長の報告は認定議決であります。

本件は委員会審査報告書のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長(湯浅 亮君) 挙手全員であります。

よって平成9年度新得町水道事業会計決算について、これを認定することに決しました。

日程第3 議案第53号 収入役の選任同意について

議長(湯浅 亮君) 日程第3、議案第53号、収入役の選任同意についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤敏雄君 登壇]

町長(斉藤敏雄君) 議案第53号、収入役の選任同意につきまして、提案ご説明をさせていただきます。

この9月30日をもちまして、現収入役川久保功さんが任期満了となり、ご勇退されることになりました。この間、長年にわたるご活躍に対し心から敬意を表するしだいがあります。

その後任といたしまして、新得町1条南1丁目3番地、清水輝男さんを選任いたしたいと思います。清水さんは昭和24年3月30日生まれの49歳であります。新得高等学校を卒業し、昭和43年に町職員となりまして、その後、観光、農政の係長を経て、平成2年農林課長、商工観光課長を歴任し、現在総務課長の職にあります。

今日までの行政経験、勤務実績から見て適任者と考え提案いたしましたので、選任のご同意を賜りますようお願い申し上げます、提案の説明にかえさせていただきます。

よろしく願いいたします。

[町長 斉藤敏雄君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 説明が終わりました。

本件は人事案件につき、質疑、討論を省略し、投票をもって行いたいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしというお声がございますので、この採決は無記名投票をもって行います。

議長(湯浅 亮君) 議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

議長(湯浅 亮君) ただいまの出席議員数は18人ありますが、議長を除くと17人です。

議長(湯浅 亮君) 立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、13番、千葉正博君、14番、宗像 一君、15番、竹浦 隆君の3名を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって、13番、千葉正博君、14番、宗像 一君、15番、竹浦 隆君を立会人に指名いたします。

議長(湯浅 亮君) 投票用紙を配布いたします。

[事務局長 投票用紙配布]

議長(湯浅 亮君) 投票用紙の配布もれはございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 配布もれなしと認めます。

議長(湯浅 亮君) 投票箱を点検いたします。

[事務局長 投票箱点検]

議長(湯浅 亮君) 異状なしと認めます。

議長(湯浅 亮君) 念のため申し上げます。

本案は同意を可とする諸君は「賛成」と、否とする諸君は「反対」と記載のうえ、1番議員から、職員の点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票、及び賛否が明らかでない投票は「否」とみなすことになっております。

議長（湯浅 亮君） 点呼を命じます。

[事務局長の点呼により投票]

議長（湯浅 亮君） 投票もれはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 投票もれなしと認めます。

議長（湯浅 亮君） 投票を終了いたしました。

議長（湯浅 亮君） これから開票を行います。

千葉正博君、宗像 一君、竹浦 隆君、開票の立会を願います。

[開 票]

議長（湯浅 亮君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 17票、

そのうち有効投票17票、

有効投票中、賛成15票、

反対 2票、

白紙 1票、

以上のとおりであり賛成が多数であります。

訂正いたします。 有効投票中、賛成15票、

反対 2票、

以上のとおりであり賛成が多数であります。

よって本案は同意することに決しました。

議長（湯浅 亮君） 議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

日程第4 議案第54号 教育委員会委員の任命同意について

議長（湯浅 亮君） 日程第4、議案第54号、教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

[助役 鈴木政輝君 登壇]

助役（鈴木政輝君） 議案第54号、教育委員会委員の任命同意につきましてご説明し議会の同意をいただきたいと思います。

今回提案申し上げますのは、新得町西2条南2丁目9番地、阿部靖博さんであります。阿部さんは昭和18年1月22日生まれの55歳であります。清水高等学校を卒業後、昭和37年に役場に奉職され、平成6年10月1日から教育委員に就任いたしまして、現在1期目であります。

この9月30日をもって任期満了となりますが、この間の教育行政に精通され、また、実績から適任と考え再任していただきたくご提案申し上げ、任命同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

[助役 鈴木政輝君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 説明が終わりました。

本件は人事案件につき、質疑、討論を省略し、投票をもって行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしというお声がございます。この採決は、無記名投票をもって行います。

議長(湯浅 亮君) 議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

議長(湯浅 亮君) ただいまの出席議員数は18人ですが、議長を除くと17人です。

議長(湯浅 亮君) 立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、17番、森 清君、18番、金沢静雄君、19番、黒沢 誠君の3名を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって、17番、森 清君、18番、金沢静雄君、19番、黒沢 誠君を立会人に指名いたします。

議長(湯浅 亮君) 投票用紙を配布いたします。

[事務局長 投票用紙配布]

議長(湯浅 亮君) 投票用紙の配布もれはございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 配布もれなしと認めます。

議長(湯浅 亮君) 投票箱を点検いたします。

[事務局長 投票箱点検]

議長(湯浅 亮君) 異状なしと認めます。

議長(湯浅 亮君) 念のため申し上げます。

本案は同意を可とする諸君は「賛成」と、否とする諸君は「反対」と記載のうえ、1番議員から、職員の点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票、及び賛否が明らかでない投票は「否」とみなすことになっております。

議長(湯浅 亮君) 点呼を命じます。

[事務局長の点呼により投票]

議長(湯浅 亮君) 投票もれはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 投票もれなしと認めます。

議長(湯浅 亮君) 投票を終了いたしました。

議長(湯浅 亮君) これから開票を行います。

森 清君、金沢静雄君、黒沢 誠君、開票の立会を願います。

[開 票]

議長(湯浅 亮君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 17票、

そのうち有効投票17票、

有効投票中、賛成16票、

反対 1票、

以上のとおりであり賛成が多数であります。

よって本案は同意することに決しました。

議長（湯浅 亮君） 議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

日程第5 議案第55号 平成10年度新得町一般会計補正予算

議長（湯浅 亮君） 日程第5、議案第55号、平成10年度新得町一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役 鈴木政輝君。

[助役 鈴木政輝君 登壇]

助役（鈴木政輝君） 議案第55号、平成10年度新得町一般会計補正予算、第4号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1億4,146万3千円を追加し、予算の総額を86億8,158万6千円とするものであります。

第2条、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正によるものであります。

6ページ、歳出をお開き願います。

3款、民生費では社会福祉法人厚生協会が事業主体として整備いたします、療護施設にかかる建設費補助金を計上しております。なお事業年度は平成10年度11年度の2か年であります。

4款、衛生費では歯科医院開設に伴い、渡部巨貴氏が借り入れする資金に対する医療施設利子補給補助金を増額しております。

5ページ、歳入をお開き願います。

16款、繰入金では今回の補正の財源調整のため、財政調整基金繰入金を増額補正しております。なお、平成10年度末の財政調整基金残高は、3億6,640万5千円の見込みであります。

3ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為の補正では追加としまして、歯科医院開設に伴い、渡部巨貴氏が借り入れする資金に対する債務の損失補償と同借り入れ資金の利子補給、及び身体障害者療護施設、建設費補助と同施設建設に伴い社会福祉法人厚生協会が平成10年度に社会福祉医療事業団より借り入れする資金の元利補給の4件の補正でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[助役 鈴木政輝君 降壇]

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第55号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。
よって、議案第 5 5 号は原案のとおり可決されました。

日程第 6 意見案第 5 号 審査結果について

議長（湯浅 亮君） 日程第 6、意見案第 5 号、審査結果についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第 4 1 条第 3 項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 質疑がないようですので終結いたします。

本件について討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これより採決いたします。

本件に関する委員長の報告は原案可決であります。

本件は、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。

よって、本件は、委員長の報告どおりとすることに決しました。

日程第 7 意見案第 6 号 審査結果について

議長（湯浅 亮君） 日程第 7、意見案第 6 号、審査結果についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第 4 1 条第 3 項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 質疑がないようですので終結いたします。
本件について討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これより採決いたします。
本件に関する委員長の報告は原案可決であります。
本件は、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（湯浅 亮君） 挙手全員であります。
よって、本件は、委員長の報告どおりとすることに決しました。

追加日程第1 意見案第7号 道路特定財源等に関する意見書

議長（湯浅 亮君） 議事日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま別紙お手もとに配布のとおり、意見案第7号、道路特定財源等に関する意見書の議題が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題といたします。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よってただいまお諮りいたしました、意見案第7号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議長（湯浅 亮君） 追加日程第1、意見案第7号、道路特定財源等に関する意見書を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。議員、小川弘志君。

〔議員 小川 弘 志 君 登壇〕

議員（小川弘志君） 意見案第7号、道路特定財源等に関する意見書でございますが、この意見書につきましては、吉川幸一議員、菊地康雄議員の、ご指導と賛成を得まして私が提出者とならしていただきましたので、よろしく願いいたします。

本題につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

道路特定財源等に関する意見書。広域分散型社会で形成している北海道において、道路は、豊かな住民生活や、活力ある経済、社会活動を支えるうえで最も基本となる社会資本である。

しかしながら、本道の道路整備は着実に進められているものの、まだじゅうぶんとはいえず、自動車交通への依存度が高い本道の各地の地域振興や、社会経済活動の活性化を図るうえで、大動脈となる高規格幹線道路から住民に最も密着した市町村道にいたる道路網の整備が重要である。

については、道路網の総合的・体系的な整備の推進を図るため、受益者負担、原因者負担の考え方に基づく道路特定財源制度を堅持するとともに、地方の道路整備財源をいっそう充実強化することが緊要である。

そのため、次の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望する。

第1事項、新道路整備五か年計画を推進していくため、道路特定財源制度を絶対に堅持するとともに、一般財源を大幅に投入し、地方の道路整備財源をいっそう充実強化す

ること。

第2事項、高規格幹線道路をはじめとする道路網の形成や交通安全対策など、住民の生活向上と、経済の活性化を図るため、所要の予算額を確保すること。

第3事項、新積雪寒冷特別地域道路交通確保五か年計画の推進を図り、北海道の冬期交通の安全を確保するため、所要の予算額を確保すること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。平成10年9月21日。以上です。

[議員 小川 弘志君 降壇]

議長(湯浅 亮君) これより質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 討論はないようですので、これより意見案第7号を採決いたします。

議長(湯浅 亮君) 本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

議長(湯浅 亮君) 挙手多数であります。

よって、意見案第7号は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

議長(湯浅 亮君) これにて、本議会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、平成10年定例第3回新得町議会を閉会いたします。

(宣告 13時37分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員